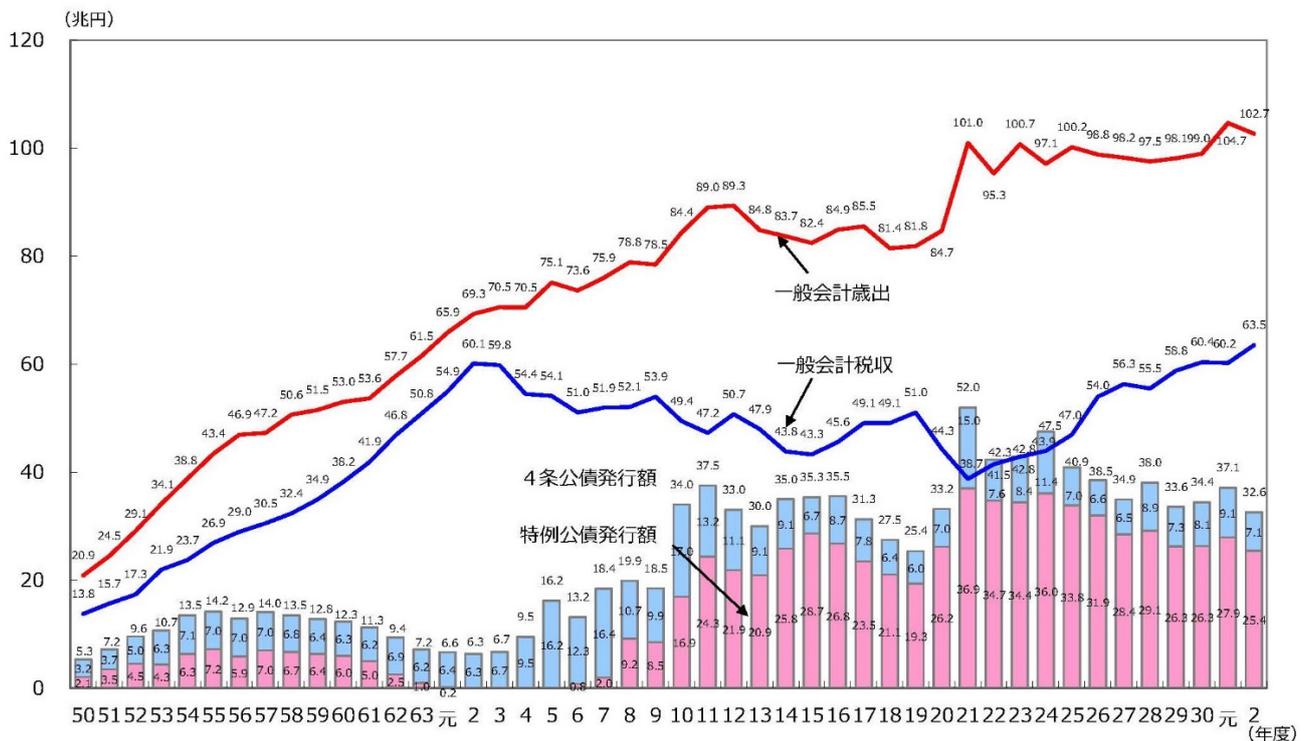


市会ジャーナル 第198号

令和元年度 Vol.9

令和2年度予算政府案

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



出典:財務省「我が国の財政事情(令和2年度予算政府案)」

令和2年度予算政府案の概要とポイント

予算編成の基本方針、予算のポイント、特徴
令和2年度税制改正の概要(地方税)

各府省の主な取組

各府省の「令和2年度予算案の概要」に記載された主な取組

団体からの要望等

地方六団体による政府への要望

市会ジャーナル 令和2年度予算政府案

第1部 令和2年度予算政府案の概要とポイント	1
1 令和2年度予算編成の基本方針 （令和元年12月5日閣議決定）	1
2 令和2年度予算のポイント	4
3 令和2年度税制改正の概要（地方税）	9
第2部 各府省の主な取組	13
1 内閣府	13
2 総務省	14
3 法務省	17
4 文部科学省	18
5 厚生労働省	27
6 農林水産省	37
7 経済産業省	39
8 国土交通省	41
9 環境省	51
第3部 団体からの要望等	54

「令和2年度地方財政計画の概要」は、総務省より例年2月頃に公表されるため、市会ジャーナル令和2年第1回定例会号 他都市議会動向②（令和2年2月26日発行）に掲載する予定です。

第1部 令和2年度予算政府案の概要とポイント

1 令和2年度予算編成の基本方針 (令和元年12月5日閣議決定)

1. 基本的考え方

- ① アベノミクスの推進により、デフレではない状況を作り出す中で、我が国経済は、長期にわたる回復を持続させており、GDPは名目・実質ともに過去最大規模に達した。また、雇用・所得環境も改善し、2000年代半ばと比べて景況感の地域間のばらつきも小さくなっているなど、地方における経済は厳しいながらも、好循環の前向きな動きが生まれ始めている。
- ② 経済の先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、消費税率引上げ後の経済動向を注視するとともに、台風等の被害からの復旧・復興の取組を更に加速し、あわせて米中貿易摩擦など海外発の下方リスクによる悪影響に備える必要がある。
- ③ 我が国財政は、国・地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にある。
- ④ 政府は、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、デフレ脱却・経済再生と財政健全化に一体的に取り組み、2020年頃の名目GDP600兆円経済と2025年度の財政健全化目標の達成を目指す。
- ⑤ 地球環境と両立した持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成に向けて、「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定。以下「骨太方針2019」という。)に基づき、以下の視点から取組を推進する。

潜在成長率の引上げによる成長力の強化を目指し、Society5.0時代に向けた人材・技術などへの投資やイノベーションを企業の現預金も活用して喚起し、生産性の飛躍的向上に取り組む。

また、成長と分配の好循環の拡大に向け、企業収益を拡大しつつ、下請中小企業の取引適正化等を進め、賃上げの流れを継続して消費の拡大を図るとともに、外需の取り込みを進める。

さらに、少子高齢化に真正面から立ち向かい、若者も高齢者も女性も障害や難病のある方も皆が生きがいを持ち活躍できる一億総活躍社会の実現に取り組む。このため、希望出生率1.8、介護離職ゼロ、「人づくり革命」及び「働き方改革」のための対策を推進しつつ、就職氷河期世代の人々の社会への参画機会を拡大していく。全世代型社会保障の構築に向け、社会保障全般にわたる持続可能な改革を進める。

加えて、自然災害からの復興や国土強靱化、観光・農林水産業をはじめとした地方創生、地球温暖化などSDGsへの対応を含むグローバル経済社会との連携など重要課題への取組を行うとともに、昨今の国際情勢を踏まえ、我が国として、外交・安全保障の強化に取り組む。

- ⑥ 財政健全化に向けては、新経済・財政再生計画に沿って着実に取組を進め、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支(プライマリーバランス)の黒字化を目指す。同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

2. 予算編成についての考え方

- ① 令和2年度予算編成に向けては、引き続き、デフレ脱却に向け、構造改革はもとより、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要がある。

財政健全化への着実な取組を進める一方、上記の基本的考え方に沿って、賃上げの流れと消費拡大の好循環、外需の取り込み、設備投資の拡大を含めた需要拡大に向けた取組や、Society5.0時代に向けた人材・技術などへの投資やイノベーションの促進、次世代型行政サービス等の抜本強化といった生産性の向上に向けた取組など、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す。

あわせて、「15か月予算」の考え方で、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保、経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援、未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上を柱とし策定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年12月5日閣議決定)に基づき、令和元年度補正予算を新たに編成するとともに、予備費を含めた令和元年度予算、令和2年度の臨時・特別の措置を適切に組み合わせることにより、機動的かつ万全の対策とする。こうした取組により、当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な経済成長の実現につなげていく。

- ② 東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を現場との連携を密に着実に進める。

令和元年度予備費により台風等の被災者の生活・生業を再建するとともに、令和元年度補正予算により切れ目のない対策を講じ、復旧・復興を加速する。あわせて、3年間集中の防災・減災、国土強靱化の緊急対策を着実に実行するとともに、台風被害を踏まえた課題を検証し、水害対策を中心に防災・減災、国土強靱化を更に強力に進め、インフラ老朽化対応を含め、国民の安全・安心を確保する。

- ③ 令和2年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年6月 15 日閣議決定)及び骨太方針 2019 に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、引き続き、2025 年度の財政健全化目標の達成を目指し、新経済・財政再生計画で定める目安に沿った予算編成を行う。改革工程表を十分に踏まえて歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映する。

また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

- ④ 次世代型行政サービスの実現に向けて、国が主導して国及び地方自治体等の情報システムやデータの標準化を推進する等デジタル・ガバメントの早期実現を図るとともに、2020 年3月までに行政手続コストを2割以上削減し、行政手続の簡素化・効率化を推進する。

また、各府省は行政事業レビューを徹底的に実施するとともに EBPM(Evidence-based Policy Making)を推進し、予算の質の向上と効果検証に取り組む。

- ⑤ 新経済・財政再生計画の改革工程表を改定し、継続して取り組むべき歳出改革等を盛り込むほか、骨太方針 2019 に盛り込まれた主要分野ごとの重要課題への対応について改革工程を具体化する。また、見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革、公的サービスの産業化などの広く国民各層の意識改革や行動変容に働きかける取組を引き続き加速・拡大する。さらに、政策効果の高い歳出に転換するワイズスペンディングの仕組みを強化し、民需主導の持続的な経済成長の実現につながる施策を喚起する。

【出典】内閣府 「令和2年度予算編成の基本方針」

<https://www5.cao.go.jp/keizai1/yokihoushin/yokihoushin.html>

2 令和2年度予算のポイント

◆令和2年度予算のポイント

消費税増収分を活用した社会保障の充実、経済対策の着実な実行、歳出改革の取組の継続により、経済再生と財政健全化を両立する予算。

社会保障の充実

- 全世代型社会保障制度の構築に向け、消費税増収分を活用し、来年4月から、高等教育の無償化、予防・健康づくりの取組など医療・介護分野の充実を実施。（国費+約1.2兆円）
 - ・ 高等教育の無償化（+4,882億円）
 - ・ 幼児教育・保育の無償化（+1,878億円）
 - ・ 予防・健康づくりの取組の抜本的強化（+700億円）
 - ・ 勤務医の働き方改革の推進（+183億円）等

経済対策の着実な実行

- 経済対策（財政支出13.2兆円）を実行するため、補正予算に加え、本予算で臨時・特別の措置を計上し、東京オリンピック・パラリンピック後も見据えて、個人消費や投資を切れ目なく下支え。（国費約1.8兆円）
 - ・ キャッシュレス・ポイント還元事業（2,703億円）
 - ・ マイナンバーカードを活用した消費活性化策（2,478億円）
 - ・ すまい給付金（1,145億円）
 - ・ 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の着実な実行（11,432億円）等

歳出改革の取組の継続

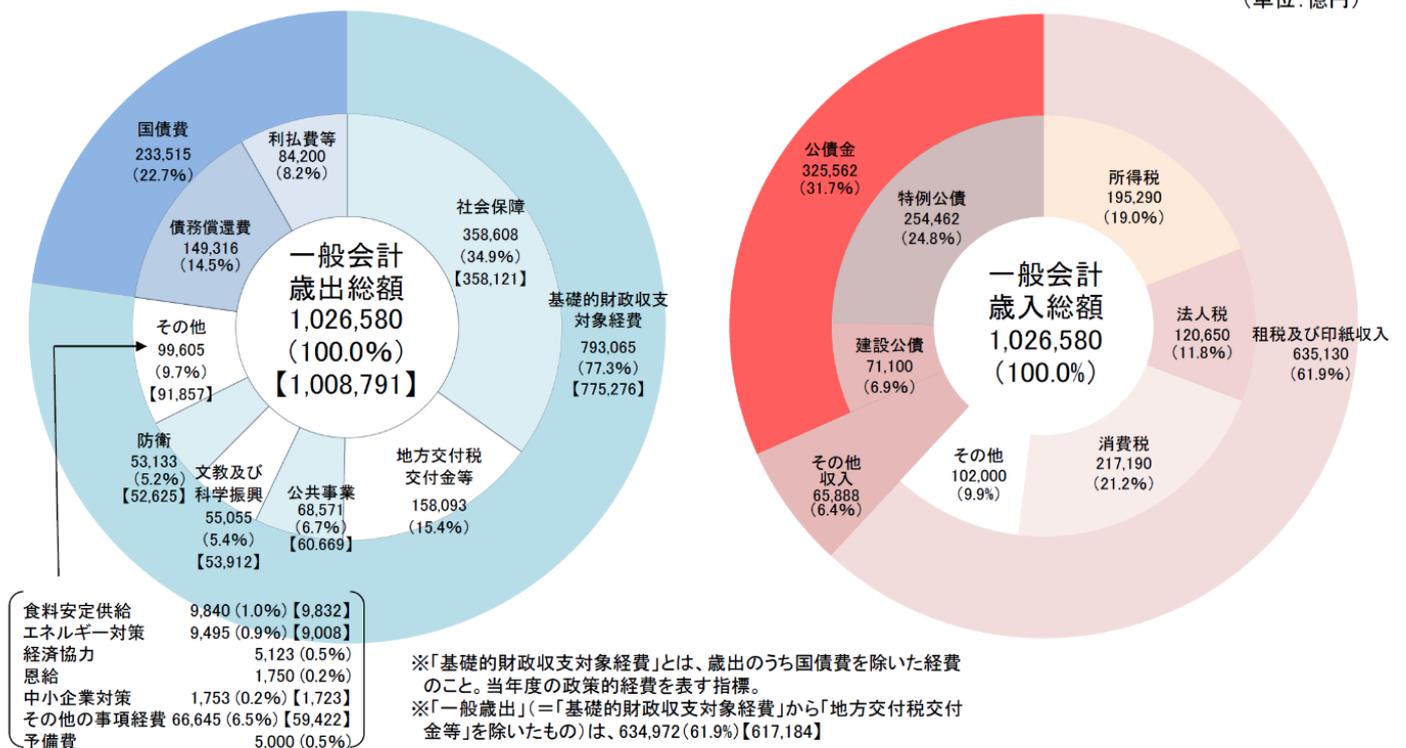
- 「新経済・財政再生計画」の下、歳出改革の取組を継続し、「目安」を達成。
 - ・ 社会保障関係費+4,111億円（高齢化による増）、非社会保障関係費+330億円（これまでの取組の継続）
- 安倍内閣発足以来、国債発行額を8年連続で減額。（令和元年度：32.7兆円⇒令和2年度：32.6兆円）

◆令和2年度一般会計歳出・歳入の構成

一般会計歳出

一般会計歳入

（単位：億円）



(注1) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 一般歳出※における社会保障関係費の割合は56.5%。

(注3) 【】内は臨時・特別の措置を除いた計数。

◆主要経費別内訳

(単位:億円)

	令和元年度予算 (当初)			令和2年度予算 (当初)			増減額	増減額	
	うち 通常分	うち 臨時・特別の措置		うち 通常分	うち 臨時・特別の措置	うち 通常分		うち 臨時・特別の措置	
一般歳出	619,639	599,359	20,280	634,972	617,184	17,788	+15,333	+17,825	▲2,492
社会保障関係費	341,306	340,627	679	358,608	358,121	487	+17,302	+17,495	▲193
文教及び科学振興費	55,884	53,683	2,201	55,055	53,912	1,143	▲829	+229	▲1,058
うち科学技術振興費	13,597	13,378	219	13,639	13,565	74	+41	+187	▲146
恩給関係費	2,097	2,097	-	1,750	1,750	-	▲347	▲347	-
防衛関係費	52,574	52,066	508	53,133	52,625	508	+559	+559	+0
公共事業関係費	69,099	60,596	8,503	68,571	60,669	7,902	▲528	+73	▲601
経済協力費	5,021	5,021	-	5,123	5,123	-	+102	+102	-
(参考)ODA	5,566	5,566	-	5,610	5,610	-	+45	+45	-
中小企業対策費	1,790	1,740	50	1,753	1,723	30	▲37	▲17	▲20
エネルギー対策費	9,760	9,104	656	9,495	9,008	487	▲265	▲97	▲169
食料安定供給関係費	9,823	9,816	7	9,840	9,832	8	+17	+17	+0
その他の事項経費	67,284	59,609	7,675	66,645	59,422	7,223	▲639	▲188	▲451
予備費	5,000	5,000	-	5,000	5,000	-	-	-	-
国債費	235,082	235,082	-	233,515	233,515	-	▲1,567	▲1,567	-
地方交付税交付金等	159,850	159,850	-	158,093	158,093	-	▲1,758	▲1,758	-
合計	1,014,571	994,291	20,280	1,026,580	1,008,791	17,788	+12,009	+14,500	▲2,492

(注1) 令和元年度予算は、令和2年度予算との比較対照のため、組替えをしてある。
(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
(注3) 一般歳出とは、一般会計歳出総額から国債費及び地方交付税交付金等を除いたもの。

◆消費税率引上げ(8→10%)に伴う社会保障の充実

令和2年度 公費2.4兆円(+1.6兆円)、国費1.7兆円(国費+1.2兆円)

〔主なもの〕	令和2年度	
	公費	国費
幼児教育・保育の無償化 (2019年10月～) ・ 全ての3～5歳児、住民税非課税世帯の0～2歳児を対象に、幼稚園・保育所・認定こども園等の費用を無償化	8,858億円 (+4,976億円)	3,410億円 (+1,878億円)
高等教育の無償化 (2020年4月～) ・ 住民税非課税世帯等の学生を対象に、大学、短大等での学びへの支援を拡充	5,274億円 (+5,274億円)	4,882億円 (+4,882億円)
待機児童の解消 (保育の受け皿拡大・保育士の処遇改善)	722億円 (+186億円)	358億円 (+93億円)
年金生活者支援給付金の支給 (2019年10月分～) ・ 低年金の高齢者等に対し、基準額年6万円(月5千円)を支給	4,908億円 (+3,049億円)	4,908億円 (+3,049億円)
低所得高齢者の介護保険料の負担軽減の更なる強化 (原則2019年10月～)	1,316億円 (+671億円)	663億円 (+336億円)
予防・健康づくりの取組の抜本的強化 ・ 都道府県・市町村における予防・健康づくり事業の推進等のための交付金	700億円 (+700億円)	700億円 (+700億円)
医師の働き方改革の推進 (基金分) (診療報酬での特例的対応分)	143億円 (+143億円) 126億円 (+126億円)	95億円 (+95億円) 88億円 (+88億円)
医療情報化支援基金の拡充 ・ 医療機関におけるマイナンバーカードの健康保険証としての利用を促進	768億円 (+468億円)	768億円 (+468億円)

◆令和2年度予算における各歳出分野の特徴

【社会保障】※社会保障の充実を除く

- 診療報酬改定・薬価等改定について、診療報酬は+0.55%（うち消費税財源を活用した特例的な対応+0.08%）、薬価は▲0.98%、材料価格は▲0.02%とする。
- 診療報酬のプラス改定（特例分除く+500億円程度）等を行いつつ、介護納付金の総報酬割の導入（▲600億円程度）等の制度改革の着実な実施や薬価等改定の効果（▲1,100億円程度）等により、社会保障関係費の実質的な伸びについて、高齢化による増加分におさめるという方針を達成（+4,111億円）。
- 自立相談支援機関の機能強化による就職氷河期支援や児童相談所一時保護所の体制充実等の児童養護・虐待防止対策を強化。また、足元の物価状況等を勘案し、+0.2%の年金改定の見込み。

【教育・科学技術】

- 消費税率引上げによる財源を活用し、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して高等教育の無償化を2020年4月から開始。あわせて、年収590万円未満世帯を対象とした私立高校授業料の実質無償化を2020年4月から開始。
- 国際宇宙探査（ゲートウェイ構想等）に向けた研究開発（70億円）、令和2年度に初号機を打ち上げるH3ロケットや次世代人工衛星の開発（380億円）等を推進。

【公共事業】

- 公共事業関係費について安定的な確保（6兆669億円）を行い、その中で、河道掘削や無電柱化、インフラの老朽化対策などについて新たに個別補助制度を創設し、防災・減災、国土強靱化への重点化を推進。

【農林水産】

- 農業従事者が国内外の消費者ニーズに合った作物を生産できるよう、米の転作支援のための交付金について、野菜・果樹など高収益作物への転換支援を拡充。
- 来年4月に創設される政府の司令塔組織（農林水産物・食品輸出本部）の下、産地と輸出商社のマッチング支援やE U・米国輸出向け食品加工施設等の整備など輸出環境整備を推進（95億円）。

【エネルギー・環境】

- 燃料電池自動車の普及促進や革新的燃料電池の研究開発など水素社会の実現に向けた取組を推進（700億円）。
- 窒化ガリウムを活用した半導体（消費電力が従来の1/6）などCO2排出量の大幅削減に向けた技術開発・社会実装を推進（83億円）。

【外交・防衛】

- G20大阪において支援を表明したグローバル・ファンドなど国際分担金・拠出金の予算を手当てしつつ、ODAについて一般会計、事業量とも増額（+45億円(+0.8%)、+626億円(+2.7%)）。
- 中期防対象経費について、「中期防衛力整備計画」を踏まえ実質+1.1%の伸びを確保し、宇宙・サイバー・電磁波といった新領域における能力の強化など、多次元統合防衛力の構築を推進。

【警察・海保】

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催時における良好な治安確保やテロの未然防止等のための資機材等の整備（249億円）など、警備体制を充実。
- 「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、補正予算とあわせ、尖閣・大和堆に対応するための大型巡視船を中心に体制を強化（2,254億円）。

【地方創生】

- 地方創生のための交付金（1,000億円）について、自動運転車・ロボット等の新技術を活用する取組への支援を強化するとともに、企業版ふるさと納税等の自主財源を用いた事業を優先的に選定し、地方の稼ぐ力を高める。

【観光】

- 訪日客4000万人達成に向け、国際観光旅客税収（540億円）を活用し、空港における最先端のストレスフリー環境（搭乗手続の「顔パス化」等）を整備するとともに、ナイトタイムやスノーリゾートといった観光資源の有効活用を促進。

【復興】

- 復興期間10年の総仕上げと福島の本格的な復興・再生に向け、被災地のニーズにきめ細かく対応。
- 令和3年度以降の当面5年間の事業規模（1兆円台後半）と財源を整理し、今後も必要となる事業を確実に実施。（※平成23年度～令和7年度までの15年間の事業規模・財源：3.2兆円台後半）

【地方財政】

- 地方団体に交付される地方交付税交付金は16.6兆円（+0.4兆円）。一般財源総額を適切に確保しつつ、臨時財政対策債の発行を縮減（▲0.1兆円）。地方法人課税の偏在是正による財源を活用し、地域社会再生事業費を創設（0.4兆円）。

◆安心と成長の未来を拓く総合経済対策(令和元年12月5日閣議決定)

- 今回の経済対策は、①台風15号、19号等により、広範囲にわたり甚大な被害が発生したこと、②米中貿易摩擦はじめ海外発の下方リスクへの注意がより一層必要となっていることを踏まえ、以下の3つの柱に沿って、民需主導の持続的な経済成長を実現するために必要な施策を積み上げたもの。
- I 災害からの復旧・復興と安全・安心の確保
 - II 経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援
 - III 未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上

《経済対策の規模と主な施策》

	財政支出 (事業規模)	財政支出のうち一般会計の国費分(注)	
		令和元年度補正予算(第1号)	令和2年度当初予算
I	5.8兆円程度 (7.0兆円程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害からの復旧・復興の加速 0.7兆円 ・ 防災・減災、国土強靱化の強力な推進 0.9兆円 ・ 国民の安全・安心の確保 0.8兆円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の着実な実行 1.1兆円
II	3.1兆円程度 (7.3兆円程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業・小規模事業者の生産性向上のための環境整備 0.4兆円 ・ 海外展開企業の事業の円滑化 0.1兆円 ・ 農林水産業の成長産業化と輸出強化の加速 0.3兆円 等 	(-)
III	4.3兆円程度 (11.7兆円程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ Society5.0やSDGsの実現に向けたイノベーションと社会実装の促進等 0.5兆円 ・ Society5.0時代を担う人材投資、子育てしやすい生活環境の整備 0.3兆円 ・ 切れ目のない個人消費の下支え 0.2兆円 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャッシュレス・ポイント還元事業 0.3兆円 ・ マイナンバーカードを活用した消費活性化策 0.2兆円 ・ すまい給付金 0.1兆円 等
計	13.2兆円程度 (26.0兆円程度)	4.3兆円	1.8兆円

(注) このほか、令和元年度の子備費0.1兆円があり、一般会計の国費は合計で6.2兆円。これに、特別会計の国費1.4兆円を加え、国費は合計で7.6兆円。

◆臨時特別の措置の概要(国費1兆7,788億円)

キャッシュレス・ポイント還元事業(2,703億円)

- ・ 令和元年10月の消費税率引上げの対応として実施しているキャッシュレス・ポイント還元事業を、令和2年6月末まで着実に実施。
- ・ 具体的には、中小小売業等において消費者がキャッシュレス決済を行う場合、5%(または2%)のポイントを還元。

マイナンバーカードを活用した消費活性化策(2,478億円)

- ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を経た令和2年9月から令和3年3月までの期間、マイナンバーカードを活用した消費活性化策を実施。
- ・ 具体的には、マイナンバーカードを取得し、マイキーIDを設定した者が、民間キャッシュレス決済サービスを用いて前払い等をした場合、「マイナポイント」(2万円の前払い等に対し5,000ポイント)を付与。

すまい給付金(1,145億円)

- ・ 住宅ローン減税の効果が限定的な所得層に対し、住宅取得に係る消費税負担増を緩和するため、収入に応じ「すまい給付金」を給付(最大50万円)。

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の着実な実行(1兆1,432億円)

- ・ 重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえ、平成30年12月に策定した「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」について、3年目に当たる令和2年度においても着実に実行。

<2020年度3か年緊急対策の主な施策>

- ・ 河川における堤防決壊時・洪水時の危険性に関する緊急対策、海岸堤防等の高潮等に対する緊急対策
- ・ 農業水利施設、ため池、治山施設、漁港、農業用ハウス等の強靱化
- ・ 学校施設、医療施設、社会福祉施設の耐震化等
- ・ 災害リスク情報の整備が不十分な地方公共団体における土砂災害ハザードマップの作成加速 等

◆予算の重点化・効率化と質の向上

予算の中身を精査し、行政事業レビューや予算執行調査等も活用しながら、重点化・効率化と質の向上を推進。

インフラ老朽化対策等の効果的な実施

- これまで地方公共団体向けの交付金で支援していた公共事業について、橋梁等の老朽化対策など、より計画的・集中的に工事を進めるべき事業については個別補助制度を創設（約3,700億円）するとともに、比較的小規模な事業（例：市道等の修繕）など、地域の実情を踏まえたきめ細かな対応が必要な事業は地方単独事業で実施（約500億円）。

行政事業レビューや予算執行調査等の反映

- ① 矯正施設に係るPFI事業の見直し
 - ・ 民間委託中の矯正施設について、国と民間が共同して実施していた警備・総務業務の民間委託を取りやめること等により、次期事業期間（令和2年度から10年間）の総事業費を200億円程度削減（348億円⇒142億円）。
- ② 新卒・若者向け就業支援の効率化と就職氷河期支援への重点化
 - ・ 足元の良好な雇用情勢も踏まえつつ、「新卒応援ハローワーク」と「わかものハローワーク」の支援員の併任を可能とし、配置する人員数を合理化（▲95人、▲5億円）。これにより捻出された財源を活用し、就職氷河期支援の専門窓口等を充実。
- ③ 省エネ機器の導入補助の見直し
 - ・ 補助金により通常機器より低いコストで導入できたり、補助金なしでも短期間（例3年）で投資回収可能なものについては、補助金から卒業させることを基本とし、地下水熱を活用した安価な融雪機器を補助対象から除外等の見直しを実施（▲10億円）。

◆新経済・財政再生計画 改革工程表 2019 の概要

「改革工程表」のKPIを活用し、経済・財政一体改革の進捗管理や成果の評価を行い、改革工程表を改定。

歳出分野	主な事項
社会保障分野	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域医療構想の実現に向け、病床のダウンサイジング支援の追加的方策を検討し、所要の措置。 ➢ 保険者努力支援制度については、「見える化」を促進する観点から市町村ごとの点数獲得状況を指標ごとに公表。 ➢ 国保財政の健全化に向け、法定外繰入等の解消に向けた計画策定の推進と内容の公表（見える化）。都道府県内保険料水準の統一など受益と負担の見える化の先進・優良事例の全国展開。 ➢ 給付と負担の見直しとして、後期高齢者の窓口負担等について検討を進め、遅くとも2022年度初までに改革を実施できるよう、速やかに必要な法制上の措置。
社会資本整備等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 公的ストックの適正化のため、2020年度末までの個別施設計画の策定に向け、進捗に遅れが見られる施設について、要因を踏まえた具体的対応策を強化。 ➢ 立地適正化計画の制度改善や地域公共交通網形成計画に係る法改正により、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を更に推進。 ➢ スマートシティの創出と全国展開に向け、モデル事業の実施とその成果の横展開、制度・運用上の課題の整理・検討とそれを踏まえた必要な措置等の取組を推進。
地方行財政改革	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 広域化・共同化の推進に向け、水道法改正を踏まえ水道広域化推進プランの各都道府県における策定について明記。 ➢ 補助金の自由度を高めるため、内閣府地方分権改革推進室が自治体の改善提案を継続的に募集し対応。
文教・科学技術	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 成果に係る客観・共通指標（外部資金獲得実績等）に基づいた国立大学法人運営費交付金の配分。 ➢ 教育の情報化に向け、学校ICT環境整備の抜本的充実を図るとともに、外部人材の活用を含む指導体制の充実、デジタル教科書・教材の充実や活用等ソフト面での取組を推進。 ➢ 若手研究者への支援の重点化等により、大学等における人的資本を向上させるほか、産学官連携の活性化に向けた大学・研究開発法人の出資機能の拡大検討。
次世代型行政サービスの早期実現	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 政府全体のデジタル・ガバメントの推進のため、マイナンバー制度の利活用を促進。 ➢ 国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化に向け、自治体の情報システムの標準化を推進。

【出典】財務省「令和2年度予算政府案『令和2年度予算のポイント』」

https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/seifuan2019/index.html

3 令和2年度税制改正の概要(地方税)

令和2年度地方税制改正(案)について

総務省
令和元年12月

令和2年度の与党税制改正大綱(12月12日決定)のうち、地方税関係(概要)は以下のとおり。

1 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応

所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、以下の措置を講ずる。

◎ 現に所有している者(相続人等)の申告の制度化

- 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者(相続人等)に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。

※ 令和2年4月1日以後の条例の施行の日以後に現に所有している者であることを知った者について適用。

◎ 使用者を所有者とみなす制度の拡大

- 調査^(※1)を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする^(※2)。

※1 住民票、戸籍等の公簿上の調査、使用者と思われる者やその他関係者への質問等。

※2 令和3年度分以後の固定資産税について適用。

2 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために、以下の措置を講ずる。 ※ 令和3年度分以後の個人住民税について適用。

◎ 未婚のひとり親に寡婦(夫)控除を適用

- 未婚のひとり親について寡婦(夫)控除を適用する。(控除額30万円)
この際、適用する条件は死別・離別の場合と同様とする。

◎ 寡婦(夫)控除の見直し

- 寡婦に寡夫と同じ所得制限(前年の合計所得金額500万円(年収678万円))を設ける。
- 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合には、控除の対象外とする。
- 子ありの寡夫の控除額(現行:26万円)について、子ありの寡婦の控除額(30万円)と同額とする。

◎ 個人住民税の人的非課税措置の見直し

- 上記の対応を踏まえ、人的非課税措置の対象となる未婚のひとり親について、児童扶養手当受給者(18歳以下の児童の父又は母)に限定しないこととする。

3 地方法人課税

◎ 法人事業税の収入金額課税

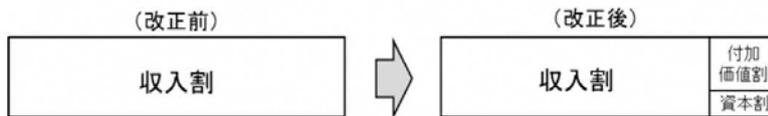
電気供給業に係る法人事業税について、2020年の送配電部門の法的分離、新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、一定の代替財源（※）を確保しつつ、発電・小売電気事業に係る課税方式を見直す。

※ 軽油引取税の課税免除の特例（汽力発電装置）の廃止及び固定資産税の課税標準の特例（送変電施設）の廃止等

○ 課税方式・税率等（令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

- ・ 発電・小売電気事業全体の2割程度の見直しを行う。
- ・ 税率は以下のとおり（特別法人事業税分を含む。）

税率区分	(改正前)	(改正後)		
資本金1億円超の法人	<収入割> 1.3%	⇒ <収入割> 1.05%	<付加価値割> 0.37%	<資本割> 0.15%
資本金1億円以下の法人等	<収入割> 1.3%	⇒ <収入割> 1.05%	<所得割> 1.85%	



* 今回の見直しに伴い、特別法人事業税の規模を確保する観点から当該税率を見直し（基準法人収入割額の30%→40%）。

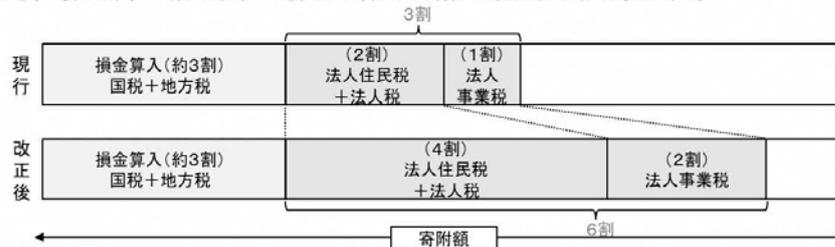
* 「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成22年総務省令第16号）において、収入金額によって課税されている他の同種の事業者との公平性が確保されるよう趣旨を明確化する。

◎ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

○ 地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、以下の拡充等の措置を講じ、適用期限を5年延長する。

- ・ 税額控除割合を3割から6割に引上げ

※ 損金算入措置（約3割）と併せて最大で寄附金額の約9割の負担軽減



- ・ 個別認定から包括認定に転換し、計画認定手続を簡素化
- ・ 寄附時期の制限を大幅に緩和 等

◎ 国税における連結納税制度の見直しに伴う対応

○ 地方税においては、現行の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに併せて、所要の措置を講ずる。

4 地方のたばこ税

◎ 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し

- 国のたばこ税と同様、軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満）1本を紙巻たばこ1本に換算する方法とする。
※令和2年10月から2回に分けて段階的に実施。

5 地方譲与税

◎ 森林環境譲与税の見直し

- 令和6年度までに譲与する森林環境譲与税に、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用できることとし、予算措置を前提に、令和2年度から令和6年度までの各年度の譲与額を見直す等の所要の措置を講ずる。

◎ 航空機燃料譲与税の譲与割合引上げの延長

- 航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げる措置の適用期限を2年延長。

6 主な税負担軽減措置等

◎ 固定資産税等の特例措置

- ローカル5Gの設備に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税）
- 農業協同組合等が認定新規就農者に利用させるために取得した償却資産に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税）
- 一体型滞在快適性等向上事業（仮称）の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）
- 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）
- 新築住宅に係る税額の減額措置を2年延長（固定資産税）
- 新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置等を2年延長（固定資産税、不動産取得税）

7 納税環境整備

◎ 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

- 地方税共通納税システムの対象税目について、新たに個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割を対象とし、金融機関等の特別徴収義務者による申告及び納入を電子化。
※ 令和3年10月1日以後に行う申告及び納入について適用。

8 検討事項等

◎ 固定資産税（償却資産）に係る電子申告率の向上に向けた環境整備

- 固定資産税（償却資産）の電子申告について、納税者・地方公共団体双方の事務の簡素化・効率化の一層の促進に向け、eTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）の利便性や機能の改善等を進め、電子申告率の向上に資するよう環境整備を図る。

◎ 特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化

- 給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化について、地方公共団体及び特別徴収義務者の理解を得ることに留意しつつ、個人情報 の適正な取扱いを確保したうえで、個々の納税義務者に電子的に送付することができる体制を有する特別徴収義務者に対して eTAX を経由し送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。

◎ 屋外分煙施設等の整備促進

- 望まない受動喫煙対策や今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促すこととする。

【出典】総務省「令和2年度税制改正の概要(地方税)」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html

第2部 各府省の主な取組

第2部では、各府省の令和2年度予算案から、横浜市をはじめ地方に関連すると考えられる事業を中心に、新規事業等、各府省予算のポイントとなる事業について御紹介します。

※各府省の資料において予算額が百万円単位で記載されているものについて、本ジャーナルでは、単位を億単位に統一して記載しています。また、予算額の端数の扱いについては、各府省の資料に記載の通りとしています。なお、()内の金額は前年度予算額です。

1 内閣府

【参考・出典】 財務省「令和2年度内閣、復興、外務・経済協力関係予算のポイント」

https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/seifuan2019/index.html

内閣府「令和2年度予算(案)の概要」

<http://www.cao.go.jp/yosan/yosan.html>

1 地方創生の推進

まち・ひと・しごとの創生と地域の好循環を支える地域活性化のため、地方の創意工夫をいかした自主的な取組を政府一体となって支援する。

R2 予算案額（H31 予算額）

① 地方創生の充実・強化を図るための地方創生推進交付金 1,000 億円（1,000 億円）

地方公共団体が、地方創生に向けて複数年度に渡り取り組む先導的な事業、特に東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策を安定的・継続的に支援することにより、地方の創意工夫を引き出し、実情に応じた地方創生の取組を推進する。

② 地方大学・地域産業創生交付金 22.50 億円（22.50 億円）

地方大学・産業創生法(平成30年法律第37号)に基づく交付金として、首長のリーダーシップの下、産官学連携により、先端的な研究開発や人材育成等を行う優れた取組を重点的に支援し、地域産業創生の駆動力となり特定分野に圧倒的な強みを持つ「キラリと光る地方大学づくり」を進め地域における若者の修学・就業を促進する。

※このほか、地方創生推進交付金活用分(50 億円)、文部科学省計上分(25 億円)を合わせ、合計額 97.5 億円

③ 特定地域づくり事業の推進 5.00 億円（新規）

地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材の確保及びその活躍の推進を図るため、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第64号)に基づく特定地域づくり事業協同組合の安定的な運営を確保するための支援等を行う。

2 総務省

【参考・出典】 財務省「令和2年度総務・地方財政、財務係関係予算のポイント」

https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/seifuan2019/index.html

総務省「令和2年度総務省所管予算(案)の概要」

https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/yosan.html

1 Society5.0を支えるICTインフラ整備

(1) マイナンバーカードの普及とマイナンバー制度の利活用の促進

R2 予算案額 (H31 予算額)

① マイナンバーカードの普及・利活用の促進 **1,601.4 億円 (214.7 億円)**

- ・ デジタル・ガバメント閣僚会議等で示された方針に沿って、カードの申請受付・発行体制等の整備及び市町村におけるカード交付体制の強化を推進
- ・ 令和元年5月31日に公布されたデジタル手続法に基づき、国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証の利用を可能とするための情報システムの整備等を実施

【主な経費】個人番号カード交付事業費補助金 755.6 億円

個人番号カード交付事務費補助金 609.9 億円

マイナンバーカード・公的個人認証の海外継続利用に要する経費 235.0 億円(新規)

② マイナンバー制度における情報連携の円滑な実施 **63.0 億円 (46.1 億円)**

- ・ 地方公共団体において情報連携を行うに当たって必要となる情報システムの整備についての支援を実施

【主な経費】社会保障・税番号制度システム整備費補助金 63.0 億円

(2) マイナンバーカードを活用した消費活性化と官民共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築

① マイナンバーカードを活用した消費活性化と官民共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築 **2,457.6 億円 (119.3 億円)**

- ・ 令和2年9月から令和3年3月までの期間、マイナンバーカードを活用した消費活性化策(マイナポイントの付与、4,000万人を対象に2万円の前払い等に対し5,000ポイントの付与)を実施し、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の拡大を図りつつ、個人消費を切れ目無く下支えするとともに、官民共同利用型キャッシュレス決済基盤を構築。その際、統一規格のQRコード決済(JPQR)等の普及により、地域におけるキャッシュレス化を推進。【消費税率の引上げに伴う「臨時・特別の措置」関係】

【主な経費】マイナンバーカードを活用した消費活性化と官民共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築に要する経費 2,457.6 億円

2 産業の高度化・新規産業の創出

（1）地域課題の解決に資する 5G の活用推進

- ① **地域課題解決型ローカル 5G 等の実現に向けた開発実証** 37.4 億円（新規）
- ・ 地域の企業や自治体をはじめ、様々な主体が個別のニーズに応じて独自の 5G システムを柔軟に構築でき、地域課題解決に資することが期待されている「ローカル 5G」等の実現に向け、地域のニーズを踏まえた開発実証を推進
- 【主な経費】地域課題解決型ローカル 5G 等の実現に向けた開発実証 37.4 億円（新規）

3 デジタル・ガバメントによる行政の高度化・効率化

（1）自治体情報システム・業務プロセス等標準化、自治体クラウドの推進

- ① **自治体の情報システムの標準化** 4.2 億円（新規）
- ・ 自治体行政のデジタル化に向け、住民基本台帳分野及び税務分野における自治体の情報システムや様式・帳票の標準化を具体的に検討する「自治体システム等標準化検討会」において、自治体の情報システムに係る標準仕様書の作成等を実施
- 【主な経費】自治体における情報システムの標準化に要する経費 4.2 億円（新規）
- ② **自治体の業務プロセスの標準化** 1.4 億円（1.4 億円）
- ・ 自治体の基幹的な業務（住基・税など）について、人口規模ごとに複数自治体による検討グループを組み、そのグループ内で、業務プロセスの団体間比較を実施することで、AI・RPA 等の ICT を活用した業務プロセスの標準モデルを構築
- 【主な経費】自治体行政スマートプロジェクトの実施に要する経費 1.4 億円
- ③ **自治体クラウドの推進** 0.5 億円（0.9 億円）
- ・ 自治体クラウドの導入を更に推進するため、今年度実施する自治体クラウド導入済地方公共団体の経費分析結果等を基に、効果的な自治体クラウドの在り方について調査研究を実施
- 【主な経費】地方公共団体における円滑な自治体クラウド導入のための検討 0.5 億円
- ④ **地方公共団体の情報セキュリティ対策の推進** 1.0 億円（1.0 億円）
- ・ 技術の進展やセキュリティ上の脅威の変化も踏まえて、次期セキュリティクラウドやパブリッククラウドの利用の在り方などを含めて、次世代の自治体情報システムに対応する情報セキュリティ対策の調査研究を実施
- 【主な経費】次世代の自治体情報システムに対応する情報セキュリティ対策の検討に要する経費 1.0 億円
- ⑤ **消防防災分野におけるスマート化の推進** 1.0 億円（0.5 億円）
- ・ 大規模災害時に国及び地方において、最新の情報を円滑に共有できる体制を構築するため、防災情報システムの在り方に関する基礎的な調査・検討を実施
- 【主な経費】防災情報システムの標準化に関する調査・検討 0.3 億円
- ・ 多様化・大規模化する災害に対応する消防現場における効率的な消防活動を支援するため、科学的な研究開発を実施
- 【主な経費】消防ロボットシステムの実証配備による最適化改良・量産型仕様策定 0.7 億円

4 大規模災害に対応した消防防災力・地域防災力の整備

（1）緊急消防援助隊の充実・消防の広域化の推進等による消防力の強化及び火災予防対策の推進

① 緊急消防援助隊の充実 68.8 億円（70.0 億円）

- ・「緊急消防援助隊基本計画」に基づき部隊を増強させるため、車両・資機材等を整備
※平成 31 年 4 月 1 日時点 6,258 隊
【主な経費】緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9 億円
- ・浸水地域や土砂崩落現場で活動する特殊車両など、効果的な消防活動に必要な車両・資機材を整備【防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策関係】
【主な経費】大規模水害・土砂災害に対応するための緊急消防援助隊に関する緊急対策事業
13.9 億円

5 時代の変化に対応した統計の整備

（1）公的統計の信頼回復に向けた統計作成プロセスの適正化と調査実施基盤の整備

① 統計専任職員の増員 0.6 億円（新規）

- ・地方公共団体が行う国の統計調査の品質管理（調査データのチェック体制強化及び統計調査員業務等の指導体制強化）のため、地方の実査機関の要である統計専任職員を増員する
【主な経費】統計専任職員の増員 0.6 億円（新規）

② 統計調査員の確保育成支援 1.1 億円（1.1 億円）

- ・地方公共団体との連携や民間等の知見を取り入れながら、研修の充実や統計調査員の知見の共有、新たな統計調査員の確保・育成を図る
【主な経費】統計調査員の確保育成支援 0.3 億円

③ 統計人材の確保・育成等 0.8 億円（1.1 億円）

- ・各府省や地方公共団体等に向けてオンライン研修と集合研修を組み合わせることで効果的な統計研修を提供するとともに、一般向けのデータサイエンス・オンライン講座の提供や政府統計の利活用に関する実践的なセミナーの実施を通じて統計リテラシーを有した“データサイエンス力”の高い人材の育成等を図る
【主な経費】統計人材の確保・育成等 0.7 億円

3 法務省

【参考・出典】 財務省「令和2年度予算のポイント 経済産業、環境、司法・警察係予算」
https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/seifuan2019/index.html
 法務省「令和2年度予算(案)について」
http://www.moj.go.jp/kaikei/bunsho/kaikei02_00001.html

1 出入国審査体制等の整備

2030年に訪日外国人旅行者数 6,000万人を目指すこととされているなど、今後予想される訪日外国人等の急増に対応するため、円滑かつ厳格な出入国審査体制を整備する。また、外国人材の受入環境及び公正な在留管理体制の整備を推進する。 R2 予算案額（H31 予算額）

① 地方公共団体における一元的相談窓口設置への支援 **12億円（10億円）**

外国人の受入れ・共生の環境整備のため、地方公共団体による一元的相談窓口設置を支援するための交付金を充実させる。

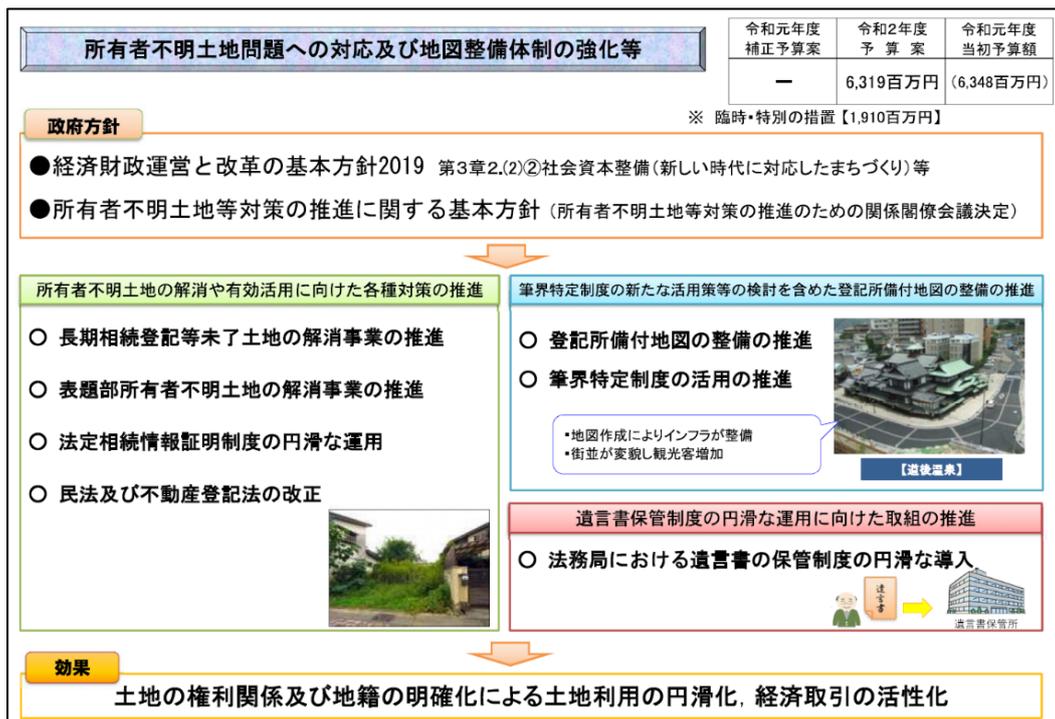
2 所有者不明土地問題への対応及び地図整備事業の推進

① 所有者不明土地問題への対応 **14.6億円（15.7億円）**

所有者を特定することが困難な土地等の利活用に向けて、相続登記が長期間未了となっている土地や表題部所有者が不明な土地について、法定相続人等に係る調査を実施するとともに、今後の相続登記を促進するための法定相続情報証明制度や遺言書保管制度を推進する。

② 地図整備体制の推進 **48.6億円（47.8億円）**

全国の都市部において、土地取引の活性化や公共事業の円滑化などを図るため、筆界特定制度の新たな活用策等を含めた登記所備付地図の整備を推進する。



4 文部科学省

【参考・出典】 財務省 「令和2年度文教・科学技術予算のポイント」

https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/seifuan2019/index.html

文部科学省 「令和2年度予算(案)主要事項」

https://www.mext.go.jp/a_menu/yosan/r01/1420672.htm

1 教育政策推進のための基盤の整備

(1) 新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築（チームとしての学校運営体制の推進）

概要： 学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦であり、あらゆる手立てを尽くして総合的に取り組むため、予算、制度、学校・教育委員会での改善の総力戦を徹底して行い、その組み合わせで成果を出していくことが必要。

このため、新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革を目指し、学校における指導・運営体制の効果的な強化・充実を図り、「チーム学校」を実現するため、教職員定数の改善、専門スタッフや外部人材の配置拡充、業務の適正化などを一体的に推進する。

	R2 予算案額	(H31 予算額)
◆ 義務教育費国庫負担金	1兆 5,221.41 億円	(1兆 5,200.33 億円)
義務教育費国庫負担制度は、公立の義務教育諸学校の教職員の給与費について都道府県及び指定都市が負担した経費の3分の1を国が負担するものである。		
・教職員定数の改善		+82 億円(+3,726 人)
・教職員定数の自然減等		▲86 億円(▲3,925 人)
・教職員配置の見直し		▲43 億円(▲2,000 人)
・教職員の若返り等による給与減		▲4 億円
・人事院勧告による給与改定		+72 億円
≪教職員定数の改善≫		+3,726 人
1. 学校における働き方改革		+3,341 人
① 教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上		
○ 小学校専科指導の充実		
・ 小学校英語専科指導のための加配定数(小学校英語教育の早期化・教科化に伴う、一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員を充実)		+1,000 人
・ 義務教育9年間を見通した指導体制への支援(子供が切磋琢磨できる学習環境を整備するとともに、小学校高学年における専科指導に積極的に取り組む複数の学校(「学園」)等を支援)		+2,201 人
○ 中学校における生徒指導や支援体制の強化		+ 100 人
中学校における学びや生活に関する課題への対応を行うため、生徒指導や支援体制を強化		
② 学校運営体制の強化		
・学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化(事務職員)		+ 20 人
・主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化		+ 20 人

- | | |
|--|---------|
| 2. 複雑化・困難化する教育課題への対応 | + 385 人 |
| ・教育課題への対応のための基礎定数化関連
（平成 29 年3月義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減） | + 315 人 |
| ・いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化 | + 100 人 |
| ・貧困等に起因する学力課題の解消 | + 50 人 |
| ・「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備（養護教諭、栄養教諭等） | + 20 人 |
| ・子供が切磋琢磨できる学習環境の整備（統合校・小規模校への支援） | + 201 人 |

◆ 専門スタッフ・外部人材の拡充 145.62 億円（134.70 億円）

- | | |
|---|--------------------|
| ○ スクールカウンセラーの配置拡充〔補助率 1/3〕 | 48.66 億円（47.38 億円） |
| ・ スクールカウンセラーの全公立小中学校への配置(27,500 校) | |
| ・ いじめ・不登校対策のための重点配置(500 校) | |
| ・ 貧困対策のための重点配置(1,400 校) | |
| ・ 虐待対策のための重点配置(1,000 校) | |
| ・ 教育支援センターの機能強化(250 箇所) | |
| ・ スーパーバイザーの配置(67 人) 等 | |
| ○ スクールソーシャルワーカーの配置拡充〔補助率 1/3〕 | 18.06 億円（17.22 億円） |
| ・ スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置(10,000 中学校区) | |
| ・ いじめ・不登校対策のための重点配置(500 校) | |
| ・ 貧困対策のための重点配置(1,400 校) | |
| ・ 虐待対策のための重点配置(1,000 校) | |
| ・ 教育支援センターの機能強化(250 箇所) | |
| ・ スーパーバイザーの配置(67 人) 等 | |
| ○ 補習等のための指導員等派遣事業 62.42 億円（55.21 億円） | |
| 多彩な人材がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組を支援 | |
| ① 学力向上を目的とした学校教育活動支援 31.98 億円（30.73 億円） | |
| 児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、教師に加えて学校教育活動を支援する人材の配置を支援。(7,700 人→8,000 人) | |
| ・ 想定人材: 当該分野に知見のある人材(退職教職員や教師志望の大学生など) | |
| ・ 実施主体: 都道府県・指定都市 | |
| ・ 負担割合: 国 1/3、都道府県・指定都市 2/3 | |
| ② スクール・サポート・スタッフの配置 19.01 億円（14.40 億円） | |
| 教師が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、教師の負担軽減を図るため、学習プリント等の印刷などを教師に代わって行うサポートスタッフの配置を支援。(3,600 人→4,600 人) | |
| ・ 想定人材: 地域の人材(卒業生の保護者など) | |
| ・ 実施主体: 都道府県・指定都市 | |
| ・ 負担割合: 国 1/3、都道府県・指定都市 2/3 | |
| ※教師の負担軽減を図るための事業として実施。各自治体において明確な成果目標を設定し、効果の検証を含めて実施するものに対し、補助を行う。 | |
| ③ 中学校における部活動指導員の配置 11.42 億円（10.08 億円） | |
| ・ 適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に、部活動指導員の配置を支援。(9,000 人→10,200 人) | |

- ・ 広域的に人材確保をするための交通費を支援【新規】
 - ・ 想定人材：指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する人材
 - ・ 実施主体：学校設置者(主に市町村)
 - ・ 負担割合：国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
(指定都市にあっては国1/3、指定都市2/3)

- 看護師、外部専門家の配置(切れ目ない支援体制整備充実事業の内数)

16.49 億円 (14.80 億円)

医療的ケアが必要な幼児児童生徒のための看護師や特別支援学校の専門性を向上するための外部専門家(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等)の配置(2,448人)

(2) 公立学校施設の整備 **694.79 億円 (667.20 億円)**
 [ほか、「臨時・特別の措置(防災・減災、国土強靱化関係)」] [470.00 億円 (940.96 億円)]

概要：学校施設は我が国の将来を担う児童生徒の学習・生活の場であり、より良い教育活動を行うためには、その安全性・機能性の確保は不可欠である。
 このため、子供たちの安全と健康を守り、計画的・効率的な長寿命化を図る整備を中心とした教育環境の改善等を推進する。

◆計画的・効率的な長寿命化の推進

- ・ 将来の財政負担の縮減と老朽化による事故等の危険リスクを低減する計画的・効率的な施設整備の推進
- ・ 空調設置、給食施設の整備や教育環境改善等の推進

◆小中学校等の教室不足への対応等

- ・ 小中学校、特別支援学校における教室不足の解消や学校統合に係る新築、増築や改修、バリアフリー対策等の施設整備への支援

◆防災・減災、国土強靱化のための緊急対策

- ・ 学校施設耐震化の完全達成に向けた支援
- ・ 屋根や外壁、内壁、天井等の非構造部材の耐震対策の推進
- ・ 災害時に避難所となる学校施設の防災機能の強化(トイレ整備等)

2 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成

(1) 幼児教育の振興

概要：幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、幼児教育の質の向上及び環境整備を促進することにより幼児教育の振興を図る。

◆幼児教育の質の向上 **3.90 億円 (3.42 億円)**

- 幼児教育推進体制の充実・活用強化事業 1.90 億円 (1.48 億円)

地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部局の教育・保育内容面に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要な費用の一部を補助(補助率：1/2)する。

- 幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業 0.29 億円 (0.21 億円)
幼稚園教諭は二種免許状の保有率が高い一方で、上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。
- 幼稚園の人材確保支援事業 0.76 億円 (0.70 億円)
幼稚園における優秀な人材の安定的な確保を図るため、離職防止のための研修や働きやすい環境の整備、離職者の再就職促進のためのマッチング制度の構築など、各地域における先導的な人材確保策を支援し、有効な方法を検証・普及する。
- 幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究 0.58 億円 (0.41 億円)
小学校教育との接続、家庭教育との連携、教育活動や園運営の評価の実施、Society5.0 時代の先端技術を活用した指導方法の開発等、教育課題に対応した指導の在り方を調査研究する。また、障害のある幼児や外国人の幼児など特別な配慮を必要とする幼児の受入れを行う教諭等が必要とされる知識を得ることができるよう、必要となる研修プログラムの開発及び指導上の配慮に関する研究を行う。 等

3 生涯学び、活躍できる環境の整備

(1) 切れ目のない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

概要：障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向けた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

◆切れ目ない支援体制整備充実事業 19.19 億円 (17.96 億円)

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援する。
 - ・個別の教育支援計画等の活用、連携支援コーディネーター配置など
- 医療的ケアが必要な幼児児童生徒のための看護師配置(1,800人→2,100人) など

4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットの構築

(1) 高校生等への修学支援等

概要：全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給するとともに、低所得世帯に対しては、授業料以外の教育費について、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支援することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。

また、高校中途退学の未然防止及び高校中退者等に対する学習支援等による切れ目ない支援を推進する。

◆私立高等学校授業料の実質無償化等 4,253.17 億円 (3,710.27 億円)

- 私立高等学校授業料の実質無償化(高等学校等就学支援金交付金) 4,247.95 億円 (3,708.94 億円)

私立高等学校等に通う年収 590 万円未満世帯の生徒を対象に、高等学校等就学支援金の支給上限額を私立高等学校の平均授業料を勘案した水準(39 万 6,000 円※)まで引き上げることにより、私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。

※私立高校等の通信制課程に通う年収 590 万円未満世帯の支給上限額は 29 万 7,000 円

(高等学校等就学支援金の概要)

- ・対象となる学校種は、国公私立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1～3年生)、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。
- ・年収約 910 万円未満の世帯の生徒等が対象(所得の判断基準は、課税所得をもとに各種税額控除の影響を受けない基準により判定(令和2年7月から適用))。

- 専攻科の生徒への修学支援の創設 2.45 億円(新規)
 高等学校及び特別支援学校の専攻科に通う低所得世帯の生徒に対して、都道府県が支援事業を行う場合に、国が都道府県に対して所要額を補助。
 ・都道府県が授業料に係る支援を行う場合に、その経費の1/2を国が補助
 ・都道府県が授業料以外の教育費に係る支援を行う場合、その経費の1/3を国が補助(※)
 ※高校生等奨学給付金の内数

- 高校等で学び直す者に対する修学支援 2.76 億円(1.33 億円)
 高等学校等を出退した後、再び高等学校等で学び直す者に対して、都道府県が継続して授業料に係る支援金を支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助。私立高校等に通う生徒の支給上限額(29 万 7,000 円)を年収 590 万円未満世帯まで拡充(現行は年収 270 万円未満世帯まで)。

※上記のほか、高等学校等就学支援金事務費交付金等を措置(27.93 億円(25.03 億円))

◆高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)〔補助率1/3〕

136.10 億円(139.31 億円)

- 非課税世帯【全日制等】(第1子)の給付額の増額により、低所得世帯の更なる教育費負担の軽減を図る。
- 高等学校の専攻科に通う生徒について、新たに支援の対象とする。

【給付額】

- 生活保護受給世帯【全日制等・通信制】
 - ・国公立の高等学校等に在学する者 年額 32,300 円
 - ・私立の高等学校等に在学する者 年額 52,600 円
- 非課税世帯【全日制等】(第1子単価)
 - ・国公立の高等学校等に在学する者 年額 82,700 円→ 84,000 円(+1,300 円)
 - ・私立の高等学校等に在学する者 年額 98,500 円→ 103,500 円(+5,000 円)
- 非課税世帯【全日制等】(第2子以降単価)
 - ・国公立の高等学校等に在学する者 年額 129,700 円
 - ・私立の高等学校等に在学する者 年額 138,000 円
- 非課税世帯【通信制】
 - ・国公立の高等学校等に在学する者 年額 36,500 円
 - ・私立の高等学校等に在学する者 年額 38,100 円

- 生活保護・非課税世帯【専攻科】（新規）
 - ・国公立の専攻科に在学する者 年額 36,500 円
 - ・私立の専攻科に在学する者 年額 38,100 円

（2）高等教育の修学支援の着実な実施

概要：「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年 5 月法律第 8 号）に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援（授業料等減免・給付型奨学金）を着実に実施（内閣府計上）する。

また、これと一体的な無利子奨学金事業についても、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないように、貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施する。

◆高等教育の修学支援新制度（内閣府計上） 4,881.76 億円（新規）

- ・対象の学校種 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
- ・対象の学生 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等
- ・財源 社会保障関係費として内閣府に予算計上し、文部科学省で執行

○授業料等減免制度の創設 2,527.92 億円（新規）

各大学等が以下の上限額まで授業料・入学金の減免を実施し、その減免に要する費用を国から措置する。（非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、非課税世帯の額（以下の上限額）の3分の2の額又は3分の1の額を減免する。）

【減免上限額】（年額・昼間部）

<授業料>			<入学金>		
大学	国公立	535,800 円	大学	国公立	282,000 円
	私立	700,000 円		私立	260,000 円
短大	国公立	390,000 円	短大	国公立	169,200 円
	私立	620,000 円		私立	250,000 円
高専	国公立	234,600 円	高専	国公立	84,600 円
	私立	700,000 円		私立	130,000 円
専門学校	国公立	166,800 円	専門学校	国公立	70,000 円
	私立	590,000 円		私立	160,000 円

※私立の大学、短大、専門学校の通信課程における減免上限額（年額）は、
 授業料減免上限額：130,000 円 入学金減免上限額：30,000 円

○給付型奨学金の支給の拡充 2,353.84 億円（新規）

学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう支給する。（非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、非課税世帯の額（以下の支給額）の3分の2の額又は3分の1の額を支給する。）

【支給額】（年額）

大学	国公立	自宅	350,400 円	高専	国公立	自宅	210,000 円
		自宅外	800,400 円			自宅外	410,400 円
	私立	自宅	459,600 円		私立	自宅	320,400 円
		自宅外	909,600 円			自宅外	519,600 円
短大	国公立	自宅	350,400 円	専門学校	国公立	自宅	350,400 円
		自宅外	800,400 円			自宅外	800,400 円
	私立	自宅	459,600 円		私立	自宅	459,600 円
		自宅外	909,600 円			自宅外	909,600 円

※私立の大学、短大、専門学校の通信課程における支給額(年額)は、51,000円
 ※児童養護施設等の入所者等・生活保護世帯出身者のうち、居住に要する費用に係る支援の必要性がないと認められる学生等の支給額(年額)は、
 【大学、短大、専門学校】国公立 399,600円、私立 510,000円
 【高専】国公立 309,600円、私立 420,000円

(3) 外国人受入れ拡大に対応した日本語教育・外国人児童生徒等への教育の充実

概要：日本語指導が必要な児童生徒や国内の日本語学習者が大幅に増加していること、新たな在留資格「特定技能」が創設されたこと等を背景として、外国人の受入れ拡大に向け、外国人が日本社会の一員として円滑に生活できる環境を整備し、日本人と外国人の共生社会を実現するため、日本語教育・外国人児童生徒等に向けた教育の充実を図る。

◆生活者としての外国人に対する日本語教育の推進 9.55 億円 (8.04 億円)

- ・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 4.97 億円 (4.97 億円)
 新たな在留資格の創設等を踏まえ、地方公共団体が関係機関等と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進するとともに、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図る。
- ・「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業 1.47 億円(1.40 億円)
 日本語教室の開設されていない市区町村に住む外国人のため、日本語教育のノウハウを有していない自治体を対象としたアドバイザーの派遣、インターネット等を活用した日本語学習教材 (ICT 教材) の開発等を実施する。 等

◆外国人児童生徒等への教育の充実 8.41 億円 (5.37 億円)

共生社会の実現に向け、日本語指導が必要な児童生徒について学校における日本語指導体制の充実や多言語翻訳システム等 ICT の活用の促進などを行うとともに、多様な取組を通じた支援により外国人の子供等に対して適切な教育機会の確保を図る。

- ・帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業 7.12 億円 (4.90 億円)
- ・日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業 0.17 億円 (0.07 億円)
- ・多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究 0.36 億円 (新規)
- ・夜間中学の設置促進・充実 0.75 億円 (0.46 億円) 等

◀関連施策▶

- 外国人留学生の国内就職支援
 - ・留学生就職促進プログラム 3.72 億円 (3.70 億円)
 - ・専修学校グローバル化対応推進支援事業 1.96 億円 (1.96 億円)
 - ・日本留学海外拠点連携推進事業 4.50 億円 (4.50 億円)
- 日本語指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施

5 スポーツ立国の実現

（1）スポーツ立国の実現を目指したスポーツの振興

概要：全ての人々がスポーツを「する」、「みる」、「ささえる」機会を確保するとともに、国民に誇りと喜び、夢と感動を与えてくれるトップアスリートの育成・強化、スポーツを通じた地域や経済の活性化、国際貢献などを推進し、国民の成熟した文化としてスポーツを一層根付かせ人々がスポーツの力で輝き、前向きで活力ある社会と絆の強い世界を創る。

◆2020年東京大会以降も見据えたスポーツ・レガシーなどのスポーツ施策の総合的な推進 189.04億円（161.07億円）

- Sport in Life 推進プロジェクト(スポーツ参画人口の拡大方策) 2.56億円(新規)
スポーツの振興を積極的に推進する関係団体の取組を本プロジェクトで一体化し、多様な形でスポーツの機会を提供するとともに、関係団体間の連携により推進力・相乗効果を創出し、2020年東京大会のレガシーとして新たに1,000万人のスポーツ実施者を増加させる。
- 障害者スポーツ推進プロジェクト 0.87億円(0.62億円)
障害者が身近な場所でスポーツを実施できる環境整備、障害者スポーツ団体の支援、障害者のスポーツ用具を有効活用する仕組みの構築等により、障害者が生涯にわたってスポーツを実施するための基盤を整備する。
- スポーツ産業の成長促進事業 2.39億円(2.04億円)
スポーツの成長産業化を図るため、中央競技団体の経営力強化、スポーツ経営人材の育成・活用、まちづくりや地域活性化の核となるスタジアム・アリーナの実現、スポーツ界と他業界の共創による新事業創出、スポーツ指導者とスペースに関する情報をマッチングする新たなビジネス(スポーツシェアリングエコノミー)の導入等を支援する。
- 「スポーツ資源」を活用したインバウンド拡大の環境整備 1.60億円(新規)
インバウンドの地方誘客・消費拡大を更に促進するため、各地域が誇る地域資源とスポーツを掛け合わせたコンテンツの造成や磨き上げ、環境整備等を行うとともに、人・物・施設等の資源情報データベースの構築や新たなプロモーション等を実施する。 等

6 文化芸術の力で未来を切り拓く

（1）文化財の確実な継承に向けた保存・活用の推進

概要：文化財を次世代へ確実に継承するために、修理・整備や緊急状況調査を踏まえた防災対策、修理技術者の育成等を支援するとともに、世界文化遺産・日本遺産をはじめ地域の文化財の総合的活用など文化財を活用した地域活性化の取組を支援する。

◆文化財防衛のための基盤の整備 257.07億円（244.55億円）

- 災害等から文化財を護るための防災対策促進プラン 39.07億円(29.05億円)
首里城跡やノートルダム大聖堂での火災を踏まえ、文化財を確実に後世に継承するため、防火施設等の設置や、設計図や写真等のデジタル保存などの防火対策を行うとともに、防犯、耐震対策等に対して補助等を行う。

- 適切な修理周期等による文化財の継承の推進 212.05 億円（209.98 億円）
適切な周期による文化財の修理・整備等に対して補助を行うとともに、文化財の散逸等防止のため、文化財の買上げ等を行う。
- 文化財を支える伝統の技伝承基盤強化プラン 5.95 億円（5.52 億円）
文化財の保存技術や用具・原材料を次世代に継承するため、現在の状況の実態把握、技の継承や原材料確保等への支援、国内外への情報発信等を進める。 等

（2）文化資源の磨き上げによるインバウンドのための環境整備

【国際観光旅客税財源事業】

①「日本博」を契機とした文化資源による観光インバウンドの拡充 45.33 億円

文化庁を中心とした関係府省庁や地方自治体、文化施設、民間団体等の関係者の総力を結集した大型国家プロジェクトである「日本博」の開催を契機として、各地域が誇る様々な文化観光資源を一年間を通じて体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的広報を推進し、文化による「国家ブランディング」の強化、「観光インバウンド」の飛躍的・持続的拡充を図る。

②Living History(生きた歴史体感プログラム)事業 18.00 億円

文化財に新たな価値を付与し、より魅力的なものとするための取り組み(Living History)を支援することなどにより、文化財の活用による地域活性化の好循環の創出を行う。また、訪日外国人観光客が多く見込まれる「日本遺産」や「世界文化遺産」などにおいて、地域全体で魅力向上につながる一体的な整備や公開活用のためのコンテンツの作成等を行うことで、観光拠点としての更なる磨き上げを図る。

③日本が誇る先端技術を活用した日本文化の魅力発信 16.60 億円

訪日外国人観光客の玄関口である主要な空港等及び観光地において、文化財を始めとする日本固有の文化資源を先端技術を駆使した効果的な発信を行い、消費の拡大と体験滞在の満足度向上を図る。また、日本文化の多様な魅力・コンテンツに関する情報入手を容易にする文化遺産・コンテンツバンクの構築にも取り組む。

④文化財・博物館等のインバウンド強化事業 18.47 億円

訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させるため、文化財の多言語解説を整備するとともに、地方の博物館等におけるキャッシュレス化や夜間開館等にあわせたコンテンツの造成を支援する。

5 厚生労働省

【参考・出典】 財務省「令和2年度社会保障関係予算のポイント」

https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/seifuan2019/index.html

厚生労働省「令和2年度予算案の主要事項」

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20syokanyosan/index.html>

1 高齢者、就職氷河期世代、女性等の多様な人材の活躍促進、人材投資の強化

(1) 高齢者の就労・社会参加の促進

R2 予算案額 (H31 予算額)

① ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援の拡充 31億円(22億円)

65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、ハローワークに設置する「生涯現役支援窓口」を増設し、65歳以上が活躍できる求人の開拓等を推進するとともに、高年齢退職予定者のキャリア情報等を登録し、その能力の活用を希望する企業に対して紹介する「高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業」におけるマッチング機能を強化する。

(2) 就職氷河期世代活躍支援プランの実施

① ハローワークにおける専門窓口の設置、専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援 15億円

不安定な就労状態にある方一人ひとりが置かれている複雑な課題・状況を踏まえ、専門担当者によるチームを結成し、求職者とともに個別の支援計画を作成、同計画に基づき、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、必要な能力開発施策へのあっせん、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援などを計画的かつ総合的に実施する。

② 民間事業者のノウハウを活かした不安定就労者の就職支援の実施 13億円(新規)

特に不安定な就労状態にある方の多い地域において、成果連動型の民間委託により不安定な就労状態にある方の教育訓練、職場実習等を行い、安定就職につなげる事業を実施する。あわせて、当該訓練等を職業訓練受講給付金の給付対象とし、安心して受講できるように支援する。

③ 短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得支援 35億円(新規)

就職氷河期世代の方向けの「短期資格等習得コース(仮称)」を創設し、短期間で取得でき、安定就労につながる資格等の習得を支援するため、人材ニーズの高い業界団体等に委託し、訓練と職場体験等を組み合わせ、正社員就職を支援する出口一体型の訓練を行う。さらに、同コースにおいて、求職中の非正規雇用労働者の方が働きながら受講しやすい夜間、土日やeラーニング等の訓練を提供する。また、当該訓練を職業訓練受講給付金の給付対象とし、安心して受講できるように支援する。

主に雇用保険を受給できない方を対象に行っている求職者支援訓練において、実践的な技能等を習得の上、就職に直結する資格等を取得できる訓練コース及びマルチジョブホルダー・非正規雇用労働者など在职中の方等を対象とした訓練コースについて、コース設定の要件緩和等を行う。

④ 就職氷河期世代の失業者等を正社員で雇い入れた企業への助成金の拡充等

13億円(9.9億円)

正社員経験が無い又は少なく、キャリア形成の機会がなかったこと等から正社員就職が長続きしない方や非正規雇用を繰り返す方を雇い入れた企業への助成金について、対象年齢要件等を見直した上で、失業中の方のみならず、非正規雇用労働者も支援対象となるよう制度を拡充する。

また、安定的な就職が困難な求職者に対し、一定期間試用雇用する事業主を助成することにより、その適正や業務遂行可能性の見極めなど、求職者と求人者の相互理解を促進するため、対象年齢要件を見直し、就職氷河期世代の支援を強化する。

⑤ 地域若者サポートステーションの対象年齢の拡大、福祉機関等へのアウトリーチ等の強化

53億円(40億円)

学校など関係機関との連携による、若年無業者等に対する切れ目のない就労支援の推進に加え、就職氷河期世代の無業者の支援のため対象年齢を拡大し、40歳代の無業者に対する相談体制の整備、把握・働きかけのための福祉機関等へのアウトリーチ展開、全国一元的な案内・相談を実施する。

⑥ 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の強化、包括的支援体制の整備促進

489億円(439億円)

(後掲・34ページ参照)

2 地域包括ケアシステムの構築等に向けた安心で質の高い医療・介護サービスの提供

(1) 地域医療構想の推進

① 地域医療構想の実現に向けた地域医療介護総合確保基金等による支援

796億円(689億円)

各都道府県が策定した地域医療構想を踏まえた病床の機能分化・連携等に関する事業を一層推進するため、地域医療介護総合確保基金による支援を引き続き行う。

また、勤務医の働き方改革の推進のため、地域医療介護総合確保基金により、新たに勤務環境改善に取り組む医療機関に対する支援を行う。

② 地域医療構想推進のための病床ダウンサイジング支援

84億円(新規)

地域医療構想の実現を図る観点から、医療機関の病床ダウンサイジングや、統廃合により病床を廃止する際、定額の支援を全額国負担により行い、構想の実現に向けた取組を一層推進させる。

(2) 医師偏在対策の推進

- ① 認定制度を活用した医師少数区域等における医師への支援 **2億円(新規)**
 令和2年度から医師少数区域等で勤務した医師の認定制度が開始することに合わせ、認定を取得した医師が医師少数区域等に留まり診療を継続するために必要な支援を行う。
- ② 総合診療医の養成支援等【一部新規】 **9.5億円(3.6億円)**
 地域において幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる総合診療医を養成・確保するための拠点を整備し、一貫した指導体制のもと、医学教育から卒後の臨床研修以降のキャリア支援まで継続的に行うこと等により、医師の地域偏在、診療科偏在の解消を一層推進させる。

(3) 介護保険制度による介護サービスの確保

- 地域支援事業の推進 **1,972億円(1,941億円)**
 地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の人への支援の仕組みづくり等を一体的に推進しながら、就労的活動の普及や認知症施策の充実を図りつつ、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。
- ア 介護予防・日常生活支援総合事業等の推進 **1,705億円(1,674億円)**
 要支援者等の支援について、介護サービス事業所のほか、NPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築するとともに、住民主体の活動を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組等を推進する。
- イ 包括的支援事業の推進 **267億円(267億円)**
- (ア) 認知症施策の推進
 認知症初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や認知症地域支援推進員による相談対応、認知症カフェの設置、社会参加活動の体制整備のほか、新たに認知症本人・家族の支援ニーズに応える認知症サポーターの活動(チームオレンジ)を推進するなど認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進する。
- (イ) 生活支援の充実・強化
 生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する。また、新たに高齢者の就労的活動をコーディネートする人材の配置を推進する。
- (ウ) 在宅医療・介護連携の推進
 地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進する。

(エ) 地域ケア会議の開催

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進する。

(4) 介護の受け皿整備、介護人材の確保**○ 地域医療介護総合確保基金(介護分)の実施 549 億円 (549 億円)**

各都道府県に設置された地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等の整備を進めるほか、介護人材の確保に向けて必要な事業を支援する。

ア 介護施設等の整備に関する事業 467 億円 (467 億円)

地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービス施設の整備費や、介護施設(広域型を含む。以下同じ)の開設準備経費、特養多床室のプライバシー保護のための改修等に必要な経費の助成を行う。

地域のニーズ等に適したメニューの充実を行い、①介護付きホームへの開設準備経費、介護需要増加都道府県における 29 床以下施設の施設整備費等、②地域密着型サービス施設等の整備の際に、あわせて行う介護施設の大規模修繕・耐震化、③介護職員の宿舎施設の整備費、④特養併設の多床室ショートステイのプライバシー保護のための改修、⑤介護施設の大規模修繕の際に、あわせて行うロボット・センサー、ICT の導入、⑥看取りのための介護施設の改修、⑦介護保険事業所が障害児・者を受け入れるための施設の改修・設備、⑧通いの場の健康づくりや防災に関する意識啓発のための設備等、について支援する。

イ 総合的・計画的な介護人材確保の推進【一部新規】 82 億円 (82 億円)

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、①介護分野へのアクティブシニア等の参入促進セミナーの実施、②介護人材確保のためのボランティアポイントの活用、③地域の支え合い活動継続のための事務手続き等支援、④介護職員に対する悩み相談窓口の設置、⑤介護事業所におけるハラスメント対策、⑥若手介護職員同士のネットワーク構築、⑦介護事業所における両立支援等の推進、⑧介護ロボットやICT導入支援の拡充、⑨「介護現場革新会議」の取組支援(パイロット事業の全国展開)、⑩外国人受け入れ施設等の環境整備、⑪チームオレンジのコーディネーター養成、⑫介護相談員育成に係る研修支援、⑬離島・中山間地域等への支援、⑭市区町村における介護人材プラットホームの構築など、介護人材の「参入促進」、「労働環境・処遇の改善」、「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

(5) 自立支援・重度化防止に向けた取組の強化**○ 保険者の予防・健康づくり等の取組強化 400 億円 (200 億円)**

高齢者の自立支援・重度化防止等に関する市町村や都道府県の取組を推進する。

また、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、交付金を抜本的に強化するとともに、介護予防・健康づくり等に資する取組を評価することにより配分基準のメリハリ付けの強化を図る。

(6) 認知症施策推進大綱に基づく施策の推進 125 億円 (119 億円)

認知症施策推進大綱(令和元年6月 18 日認知症施策推進関係閣僚会議決定)に基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」を両輪とした施策を推進する。

○ 認知症に係る地域支援事業の充実(再掲・29 ページ参照) 86 億円 (86 億円)

○ 認知症施策の総合的な取組 28 億円 (24 億円)

ア 認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進 3.9 億円 (5 億円)

認知症施策推進大綱に基づき、認知症本人のピア活動の推進や認知症本人が集う取組の普及、若年性認知症の人への支援、地域での見守り体制の確立など認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進する。

イ 認知症疾患医療センターの整備促進・相談機能強化 12 億円 (11 億円)

認知症の人とその家族に対する早期診断や早期対応を行うため、認知症の専門医療機関である認知症疾患医療センター(基幹型、地域型、連携型)を整備するほか、地域包括支援センター等の関係機関と連携して日常生活支援の相談機能の強化を図る。

ウ 認知症理解のための普及啓発等【一部新規】 0.32 億円 (0.10 億円)

認知症の人本人がまとめた「認知症とともに生きる希望宣言」の展開など認知症の人の視点に立って認知症への社会の理解を深めるための広報・啓発を集中的に実施する。また、日本認知症官民協議会の開催・運営を通じて、官民の連携を強化するとともに、認知症の人に対する接遇方法等を業種別にまとめたガイドラインの作成や「認知症バリアフリー」の取組の横展開等を通じて、社会全体の認知症に関する取組の強化を図る。

エ 成年後見制度の利用促進【一部新規】(後掲・35 ページ参照) 8 億円 (3.5 億円)

3 健康で安全な生活の確保**(1) 健康増進対策や予防・健康管理の推進****① 健康寿命の延伸に向けた予防・健康づくり**

○ 保険者のインセンティブ強化(国保・保険者努力支援制度) 1,412 億円 (912 億円)

公的保険制度における疾病予防の取組を強化するため、保険者努力支援制度(国民健康保険)の抜本的な強化を図り、疾病予防に資する取組の配点割合の引上げや成果指標の拡大など、配点基準のメリハリを強化する。

※ 人生 100 年時代を見据え、保険者努力支援制度(国民健康保険)を抜本的に強化し、新規 500 億円により予防・健康づくりを強力的に推進

(2) 強靱・安全・持続可能な水道の構築

606 億円 (650 億円)※他府省分を含む

※臨時・特別の措置 211 億円(259 億円)を含む

国民生活を支えるライフラインである水道について、水道施設の強靱化・広域化、安全で良質な給水を確認するための施設整備、水道事業のIoT 活用等を進める。

4 子どもを産み育てやすい環境づくり

(1) 「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援など

① 子ども・子育て支援新制度の実施

- 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実 1兆 6,383 億円(1兆 3,467 億円)
- すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、幼児教育・保育の無償化、保育士の処遇改善を実施する。

ア 子どものための教育・保育給付等

- ・ 施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)
- ・ 地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)
- ・ 子育てのための施設等利用給付 等

<令和2年度予算案における主な充実事項等>

- ・ 2号認定子どもの公定価格に存置された旧副食費相当額の一部を2号認定子どもの人件費に上乗せ
- ・ チーム保育推進加算の要件緩和
- ・ 栄養管理加算の拡充
- ・ 夜間保育加算の拡充
- ・ 地域区分の見直し
- ・ 令和元年人事院勧告に伴う保育士等の処遇改善
- ・ 土曜日に閉所した場合の減算の見直し 等

※ 公定価格の設定方法について「積み上げ方式」を継続

イ 地域子ども・子育て支援事業

市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

- ・ 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 等

<令和2年度予算案における主な充実事項>

- ・ 一時預かり事業の補助基準額等の充実 等

(2) 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

1,754 億円 (1,698 億円)※臨時・特別の措置38億円(60億円)を含む

① 児童虐待防止対策の推進

○ 一時保護所の環境改善を含む児童相談所の抜本的な体制強化等【一部新規】

児童虐待防止対策の更なる推進に向けて、中核市・特別区における児童相談所の設置促進を図るとともに、弁護士・医師・警察 OB の配置促進、SNS 等を活用した相談窓口の増設、児童福祉司等に対する研修の充実など、児童相談所における体制強化を図るための支援等を行う。

また、一時保護所の施設整備に係る費用の補助を抜本的に強化するとともに、通園・通学ができない子どもに対する学習支援体制の確保など、一時保護所における体制強化を図る。

○ 市区町村における取組の充実【一部新規】

市区町村における相談支援体制の強化を図るため、引き続き、子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図るとともに、民生委員・児童委員など、身近な地域住民に対する児童虐待に関する普及啓発活動を強化する。また、地域における見守り活動の活性化を促すため、要支援児童の居場所づくり等の取組に対する補助を創設する。

市町村において、地域とつながりのない未就園児のいる家庭等への訪問支援を強化するため、育児不安のある家庭に継続的な訪問を行えるよう、補助を拡充する。また、訪問と併せて、育児用品の配布を行うなど、保護者が支援を受け入れやすくする取組に対する補助を創設する。

○ 情報共有システムの構築

児童相談所・市区町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行うため、児童虐待に関する全国統一の情報共有システムの開発・整備を進める。

○ 保護者支援プログラムの推進【一部新規】

児童心理司等による心理療法等に加え、外部の精神科医師や臨床心理士等の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行うことにより、虐待の再発防止及び子どもの福祉の向上を図るとともに、保護者指導を行う人材の養成を進める。

○ 親権者等による体罰等によらない子育ての広報啓発【新規】

児童虐待の根絶に向けては、発生予防のため、国民全体で「しつけのための体罰」などを行わない子育てを推進していく必要がある。このため、体罰等によらない子育てについて、社会的認知度を高め、もって児童虐待防止対策の推進に寄与するよう、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行う。

② 家庭養育優先原則に基づく取組の推進【一部新規】

家庭養育優先原則に基づき、

- ・ 里親養育支援体制の更なる充実を図るため、フォスタリング機関における 24 時間の相談体制等を整備する。また、里親委託前に、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行えるよう、この間の旅費等の費用に対する補助を創設する。
- ・ 養子候補者の増加や高年齢児に対応するための体制を構築するモデル事業の創設など養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充を図る。

- ・ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進する際、既存の建物を賃借して活用できるよう、改修期間中に発生する賃借料等の補助を創設する。

③ 虐待を受けた子どもなどへの支援の充実【一部新規】

施設内における子ども間の暴力等への対応や夜勤業務への対応を行うための補助者の配置に必要な費用への補助を拡充する。

児童養護施設等の退所者が集まり意見交換等を行える場を提供する経費の補助を創設するなど、子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制の構築を支援する。

5 地域共生社会の実現に向けた地域づくりと暮らしの安心確保

(1) 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の強化 489 億円（439 億円）

① 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の強化【一部新規】 487 億円（438 億円）

ひきこもり状態にある方や長期無業者など、社会的に孤立しやすく、就労等自立に向けた寄り添った支援が必要な方や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方へ必要な支援を行うため、一人ひとりの状況に応じてきめ細かく対応する包括的支援体制の強化等を進める。主な充実内容は以下のとおり。

○ アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化 35 億円（新規）

各市等の自立相談支援機関へアウトリーチ支援員(仮称)を新たに配置し、ひきこもり状態にある者などの社会的孤立に対するアウトリーチの充実を進めるとともに、都道府県による広域の就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等を推進する。

○ 就労準備支援事業等の広域実施による実施体制の整備促進 6 億円（新規）

就労準備支援事業や家計改善支援事業等の任意事業について、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施の取組例を参考とした事業をモデル的に実施することを通じて、実施体制の整備を進める。

○ ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化、居場所づくり等【一部新規】

12 億円（5 億円）

より専門性の高い相談支援体制を構築するため、医療、法律、心理、福祉、就労支援等の多職種から構成される専門チームをひきこもり地域支援センターへの設置を促進することにより、自立相談支援機関に対する専門的なアドバイスや、当該支援機関と連携した当事者への直接支援を行う。

市町村において、中高年のひきこもり状態にある者に適した居場所や、ボランティア活動の機会を創造する。また、家族に対しても、ひきこもり状態にある者と良好な関係を構築できるよう相談会や講習会等の実施を促進する。

- ② **ひきこもり支援に携わる人材等の養成研修の推進【一部新規】** 1.2 億円 (1.2 億円)
 生活困窮者自立支援制度人材養成研修において新たにテーマ別研修を設定し、8050 問題などひきこもりの長期化が社会問題化している現状を踏まえ、ひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に係る研修等を実施する。
- ③ **農業分野等との連携強化【新規】** 1 億円 (新規)
 農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供するため、農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所でモデル的に実施する。

(2) 生活保護制度の適正実施

- ① **生活保護に係る国庫負担** 2 兆 8,219 億円 (2 兆 8,508 億円)
 生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。また、生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化等を進める。

(3) 成年後見制度の利用促進

- ① **成年後見制度の利用促進のための体制整備【一部新規】** 8 億円 (3.5 億円)
 成年後見制度利用促進基本計画及び認知症施策推進大綱を踏まえ、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進するとともに、中核機関における市民後見人・親族後見人の専門的バックアップ体制の強化や適切な後見人候補者の家庭裁判所への推薦の取組を推進する。
 また、後見人等の意思決定支援研修を全国的に実施するとともに、任意後見・補助・保佐等の広報・相談体制の強化を図る。
- ② **成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成**
地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)82億円(82億円)の内数
地域生活支援事業費等補助金505億円(495億円)の内数
地域支援事業交付金1,972億円(1,941億円)の内数
 市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を推進する。

(4) 自殺総合対策の推進

- ① **地域自殺対策強化交付金【一部新規】** 26 億円 (26 億円)
 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。
 また、自殺リスクの高い者に対して、自殺につながる可能性のある様々な要因を排除するために、

地域のネットワークによる包括的な支援体制を構築する。

6 障害者支援の総合的な推進

(1) 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進

① 地域生活支援事業等の拡充【一部新規】 505 億円（495 億円）

障害者の理解促進や意思疎通支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じ、事業の拡充を図る。

(2) 依存症対策の強化【一部新規】 9.3 億円（8.1 億円）

アルコール、薬物、ギャンブル等依存症をはじめとする依存症患者やその家族等が適切な治療や必要な支援を受けられるよう、全国拠点機関において、ゲーム障害を含めた依存症対策に携わる人材の養成や情報発信等の強化に取り組む。

都道府県等において、依存症の治療・相談支援等を担う人材育成、依存症相談拠点、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定・設置を行うことにより、依存症相談支援・治療体制、各地域における包括的な連携協力体制の整備等を推進するとともに、依存症患者が救急医療を受けた後に適切な専門医療や支援等を継続して受けられるよう、依存症専門医療機関等と精神科救急医療施設等との連携体制を構築する。

また、相談支援や普及啓発等に全国規模で取り組む民間団体の支援や依存症の実態を把握するための調査を実施するとともに、広く国民一般を対象に依存症の正しい理解を広めるための普及啓発を実施する。

6 農林水産省

【参考・出典】 財務省 「令和2年度農林水産関係予算のポイント」

https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/seifuan2019/index.html

農林水産省 「令和2年度農林水産関係予算の重点事項」

<https://www.maff.go.jp/j/budget/r2kettei.html>

1 「スマート農業」の実現と強い農業のための基盤づくり

(1) 「スマート農業」の社会実装の加速化とイノベーション・技術開発の推進

R2 予算案額 (H31 予算額)

① スマート農業総合推進対策事業 15 億円 (5 億円)

先端技術の現場への導入・実証を更に進めるとともに、地域での戦略づくりや科学的データに基づく土づくり、教育の推進、農業データ連携基盤(WAGRI)の活用促進のための環境整備等の「スマート農業」の社会実装に向けた取組を総合的に支援

(2) 農業農村基盤整備(競争力強化・国土強靱化)

① 農業農村整備事業<公共> 3,264 億円 (3,260 億円)

農業の競争力強化や農村地域の国土強靱化を図るため、農地の大区画化・汎用化や水路のパイプライン化、老朽化した農業水利施設の長寿命化や豪雨・耐震化対策等を推進するとともに、スマート農業の基礎インフラとして、ICTを用いた水管理省力化技術の導入等も推進

② 農地耕作条件改善事業 250 億円 (300 億円)

農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化、高収益作物への転換、モデル的な産地形成を推進するため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、事業を実施すること等により、区画拡大等を促進

③ 農業水路等長寿命化・防災減災事業 258 億円 (208 億円)

農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能を安定的に発揮させるため、機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を支援

④ 農山漁村地域整備交付金<公共> 943 億円 (927 億円)

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策に必要な交付金を交付

2 担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進

(1) 農地中間管理機構による農地集積・集約化と農業委員会による農地利用の最適化

- ① 「人・農地プラン」の実質化と農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化の加速化 212 億円(196 億円)

担い手への農地集積・集約化を加速化するため、人・農地プランの実質化の推進、機構の事業運営、地域等に対する協力金の交付、農地利用の最適化に向けた農業委員会の積極的な活動等を支援

(2) 女性農業者、家族農業経営、法人経営など、多様な担い手の育成・確保と農業の「働き方改革」の推進

- ① 農業人材力強化総合支援事業 213 億円(210 億円)

次世代を担う人材を育成・確保するため、就農準備、経営開始に要する資金の交付、雇用就農を促進するための農業法人等での実践研修、農業法人における労働環境の改善、地域における新規就農者に対するサポート活動やリカレント教育(学び直し)の実施等を支援

7 経済産業省

【参考・出典】財務省「令和2年度予算のポイント 経済産業、環境、司法、警察係予算」
https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/seifuan2019/index.html
 経済産業省「令和2年度当初予算案の概要」
https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/index.html

1 新たな成長モデルの創出を支える基盤の整備

(1) イノベーションを生み出す環境整備

R2 予算案額 (H31 予算額)

① クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金 130 億円 (66 億円)

省エネや CO2 排出削減に貢献するだけでなく、災害時の電源としても活用することができる電気自動車や燃料電池自動車等のクリーンエネルギー自動車の導入を支援する。安全で便利な地域の移動手段として、小型電動モビリティの普及を促進する。

(2) 人口減少時代の地域・中小企業政策

① 中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業 75 億円 (70 億円)

後継者不在の中小企業・小規模事業者の事業引継ぎの促進・円滑化を図るために、課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチング支援等をワンストップで実施。また、令和元年度中を目途に全国拡大する「後継者人材バンク」を活用し、後継者不在事業者と創業希望者とのマッチング支援を強化。

② ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業 10 億円 (50 億円)

複数の中小企業等が、事業者間でデータを共有・活用することで生産性向上を図る高度なプロジェクトや、地域経済牽引事業計画の承認を受けて連携して新たな事業を行い、地域経済への波及効果をもたらすプロジェクトを支援。また、幹事企業・団体等が主導し、中小企業等を束ねて画的に生産性向上を推進する取組を支援。

③ 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業 12 億円 (10 億円)

小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援。

④ 共創型サービス IT 連携支援事業 5 億円 (新規)

既存の複数の IT ツールを連携・組合せたシステムを中小サービス業等が導入する際にかかる費用を支援。また、その際、IT ベンダーと中小サービス業等が共同で IT ツールの機能改善を進め、当該ツールの汎用化による業種内・他地域への普及を目指す取組を支援。

2 日本経済の土台となるエネルギー安全保障の強化

(1) 「安全・安心」の確保/レジリエンス強化

① 災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費 30 億円 (120 億円)

SS(サービスステーション)の燃料供給拠点としての災害対応能力を更に強化するため、自家発電設備を備え、災害時に地域住民の燃料供給拠点となる「住民拠点SS」の整備、自衛隊や自治体等と連携した実地訓練等を支援する。



①平成30年北海道胆振東部地震の際に自家発電設備を稼働させて給油を続けたSS



②自衛隊を交えた石油組合と地元自治体の総合防災訓練

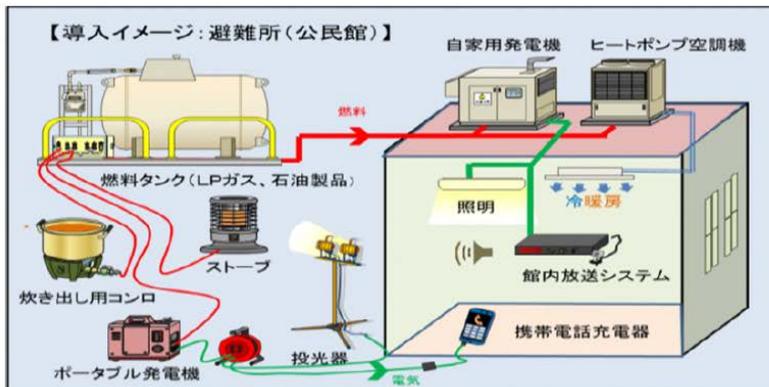


③石油組合における災害時対応研修・実地訓練、パトカーへの緊急給油訓練

② 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

48 億円 (34 億円)

災害・停電時においても、社会的重要なインフラの機能を維持するため、自家発電設備や、その稼働を確保するための自衛的な燃料備蓄に必要となるLPガスタンク・石油タンク等の導入を支援する。



<災害対応型LPガスタンクの活用例>

3 消費税率引上げに伴う対策【臨時・特別の措置】

① キャッシュレス・消費者還元事業

2,703 億円

令和元年 10 月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援。

② 商店街活性化・観光消費創出事業

30 億円

地域と連携した魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込む商店街等の取組を支援。

8 国土交通省

【参考・出典】財務省「令和2年度国土交通省・公共事業関係予算のポイント」

https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/seifuan2019/index.html

国土交通省「令和2年度予算決定概要」

https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_007263.html

1 国民の安全・安心の確保

(1) 社会全体で災害リスクに備える「防災意識社会」への転換に向けた 防災・減災、国土強靱化の取組の加速・深化

R2 年度予算案額 (H31 年度予算額との比較)

- ① 「^{みず}水 防災意識社会」の再構築に向けた水害対策の推進 **6,247 億円 (1.44 倍)**
【うち臨時・特別の措置 1,646 億円】

近年の水害を踏まえ、事前防災が重要との観点等から社会全体で災害リスクに備えるため、ハード整備と土地利用規制等のソフト施策が一体となった防災・減災、国土強靱化の取組を強化する。

- ・ 気候変動による豪雨の頻発化・激甚化等を踏まえた河川整備計画等の見直しの推進
- ・ 洪水氾濫を未然に防ぐための計画的な河道掘削や堤防強化等の推進
- ・ 施設能力を上回る洪水に対する減災効果の高い危機管理対策の推進
- ・ 甚大な浸水被害を受けた地域における改良復旧による再度災害防止対策等の推進
- ・ 生産拠点等の保全等に資する社会経済被害の最小化に向けた水害対策の推進
- ・ ゼロメートル地帯の堤防決壊による壊滅的な被害を回避する高規格堤防整備の推進
- ・ 都市や地方部の中心市街地等における下水道と河川の連携した集中整備等の推進
- ・ 内水浸水対策強化のための雨水貯留施設の整備や樋門等の自動化・遠隔操作化の推進
- ・ 背後に人命や財産が集中する海岸における海岸保全施設等の整備の推進
- ・ 市街地における避難路・避難場所等の都市防災施設の整備
- ・ 水害対応タイムラインの策定・運用による警戒避難体制構築の推進
- ・ 浸水想定図が未策定の河川における水害リスク情報の提供
- ・ 避難行動等を促すための雨水出水特別警戒水位の設定促進による内水氾濫対策の強化
- ・ 大規模水害を想定した早期復旧のための排水対策の推進
- ・ 河川、ダムや海岸保全施設に流入、漂着する流木等の効率的な処理の推進
- ・ 山間狭隘部の河川沿川に点在する小集落等の移転を促進する取組の強化

(既存施設の有効活用)

- ・ 利水ダムも含めた既設ダムの徹底活用を図るためのダム再生のより一層の推進
- ・ 中小河川等の洪水に対処するための雨水貯留等の流域対策の推進

<水防災意識社会の再構築(イメージ)>

○「施設では防ぎきれない水災害は必ず発生する」との考えの下、社会全体でハード・ソフト一体となった防災・減災対策に取り組み水災害に備える「水防災意識社会」を再構築する。

事前防災ハード対策

洪水氾濫、内水氾濫、土石流等が複合的に発生する水災害へのハード対策や、氾濫水の早期排水等の社会経済被害を最小化するハード対策の充実

- 気候変動の影響による豪雨の増加も踏まえ、事前の防災対策を推進
- 社会経済被害を最小化する対策の推進
- 複合的に発生する水災害へのハード対策

土砂・洪水氾濫

上流部の土砂災害により発生した大量の土砂が、洪水で河道を流下し、下流部において土砂が堆積して、河床を上昇させて土砂と洪水の氾濫が複合的に発生

住民主体のソフト対策

住民が主体的な行動を取れるよう、個人の防災計画の作成や、認識しやすい防災情報の発信方法の充実

- 地区単位で個人の避難計画の作成
- メディアの特性を活用した、情報発信の連携
- 大規模氾濫減災協議会等へ、利水ダムの管理者や、公共交通機関等の多様な主体の参画

バックウォーター現象

本川と支川の水位が高い時間が重なって、支川の洪水が流れにくくなる

本川の影響で水位上昇が発生

気候変動のスピードに対応した「事前防災対策」の加速化

全国的に河川整備が進捗している一方、氾濫危険水位※1を超える河川数は年々増加し、近年毎年のように水災害が発生しており、河川の整備を上回るスピードで気候変動の影響が顕在化していると考えられます。さらに、産業革命以前と比べて世界の平均地上気温を2℃上昇以下に抑えることを前提としたシナリオの場合でも、一級水系の治水計画で対象とする規模の降雨は、21世紀末には20世紀末と比べて全国平均で、降雨量が1.1倍、洪水発生頻度が2倍になるとの試算結果が示されています。こうした中、令和元年台風第19号では、気象庁のアメダス観測所において、広い範囲で観測史上1位の降水量を記録し、直近10年間で、国管理河川の堤防決壊数や台風による土砂災害発生件数が最多、浸水面積も最大となるなど、自然災害が頻発化・激甚化しています。そのため、予測される将来の降雨量の増加などを反映した治水計画へ転換し、事前防災対策を加速化していくとともに、国・県・市のみならず企業・住民の方々などと連携し、流域全体でのハード・ソフト一体となった水災害対策を進めていく必要があります。

※1 河川が氾濫する恐れのある水位

<今世紀末時点での降雨量の変化倍率(2℃上昇ケース※2)>



※2 パリ協定(気候変動に関する国際的枠組み)における将来の気温上昇を2℃以下に抑えるという目標を前提とした場合(IPCCのRCP2.6)の算定結果

北海道北部、北海道南部、九州北西部	1.15
その他12地域	1.1



<降雨量変化をもとに算出した、流量変化倍率と洪水発生頻度の変化>

気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
2℃上昇相当	約1.1倍	約1.2倍	約2倍
(4℃上昇相当)	(約1.3倍)	(約1.4倍)	(約4倍)

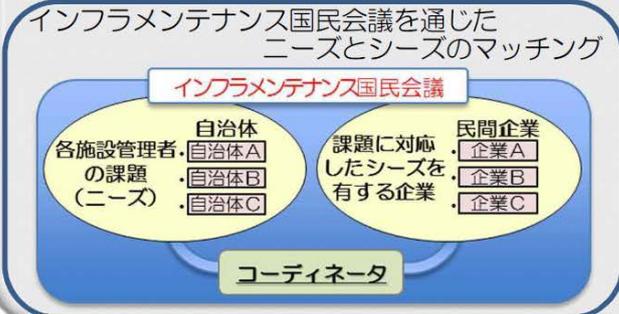
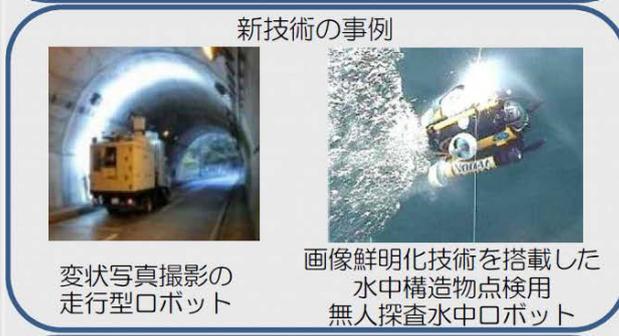
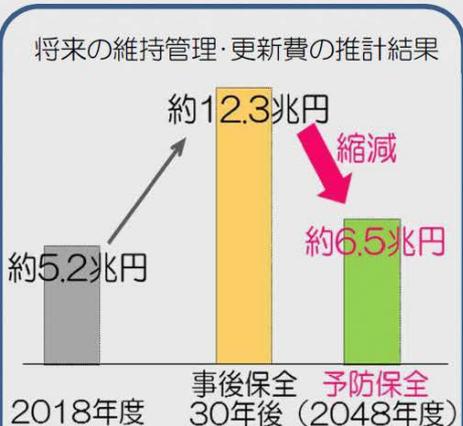
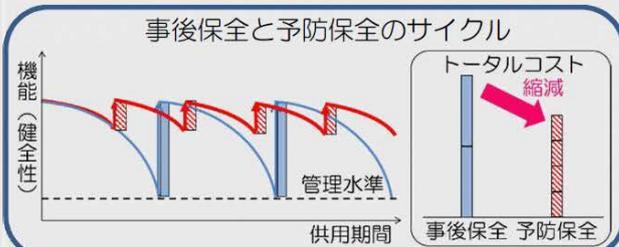
(2) 将来を見据えたインフラ老朽化対策の推進 6,901 億円 (1.41 倍)

インフラ長寿命化計画(行動計画)に基づき、将来にわたって必要なインフラの機能を発揮し続けるための取組を推進する。

インフラメンテナンス革命

我が国のインフラの老朽化が進む中、個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定を各施設管理者が2020年度までに目指すなど、計画的な維持管理・更新に取り組んでいます。一方、維持管理・更新費の増大や担い手不足が懸念されています。将来の維持管理・更新費について、インフラに不具合が生じる前に対策を行う「予防保全」の取組の場合、インフラに不具合が生じてから対策を行う「事後保全」の場合と比較して、30年後の1年当たりの費用は大幅に抑えられる見込みと推計しています。「事後保全」から「予防保全」への転換(計画的なメンテナンス)による費用の平準化・縮減や新技術の現場への導入による作業の省人化・効率化、多様な分野の技術や民間のノウハウを活用しメンテナンス産業の育成・拡大を図ること等により、インフラメンテナンス革命を進めていくことが必要です。

そのための取組の一つとして、インフラメンテナンス国民会議(2019年11月時点:1,853者)を通じ、施設管理者のニーズと民間企業のシーズのマッチングによる新技術導入の支援等を進めています。国民会議を通じ、紹介された技術の社会実装数は着実に増加しています(2019年3月時点:6技術、71件)。2030年度までに全国の施設管理者におけるインフラ点検等の新技術等の導入を目指しています。これらの取組を通じて、持続的・効率的なインフラメンテナンスの実現を目指します。



- ※1 国土交通省所管 12 分野(道路、河川・ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、観測施設)の国、都道府県、市町村、地方道路公社、(独)水資源機構、一部事務組合、港務局が管理者のものを対象。
- ※2 維持管理・更新費は様々な仮定をおいた上で幅を持った値として推計。グラフ及び表ではその最大値を記載。
- ※3 推計値は不確定要因による増減が想定される。

(3) 交通の安全・安心の確保

① 踏切や通学路等における交通安全対策の推進

1,688 億円 (1.25 倍)

交通安全確保のため、ビッグデータを活用した生活道路対策や踏切対策、無電柱化等の道路交通安全環境の整備等を推進する。

- ・ ビッグデータの活用による生活道路のエリア等の効果的な交通安全対策の推進
- ・ 自転車活用推進計画に基づく、安全で快適な自転車利用環境の創出
- ・ ソフト・ハード両面の幅広い対策を取り込んだ計画的な踏切対策の推進
- ・ 無電柱化推進計画に基づく、通学路等における無電柱化の計画的な推進
- ・ 高速道路の暫定2車線区間の安全性確保に向けた4車線化、付加車線設置等の推進
- ・ 高速道路における逆走対策、歩行者等の立入り対策の推進
- ・ 高速道路の休憩施設(SA・PA)の駐車マス不足解消等、サービス水準の向上
- ・ ブロック塀等の安全確保の推進

未就学児や高齢運転者に関する交通安全対策の取組

子供が犠牲となる事故、高齢運転者による事故など痛ましい自動車事故が相次いで発生したことを受け、令和元年6月18日の「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」において、「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」が決定されました。

本決定を受けて、国土交通省においては、関係者と連携して子供の移動経路の緊急安全点検を実施し、点検結果を踏まえた、歩道の設置・拡充、防護柵の設置等の安心安全な歩行空間の整備、生活道路のエリアへのハンプ等の設置による速度抑制などの対策及び交差点改良等の幹線道路対策等を推進します。また、未来投資会議における総理発言も踏まえ、Society5.0時代の高齢運転者対策として、安全運転サポート車の市場導入の加速化、高齢者の移動手段の確保(地域交通に係る計画・支援制度の見直し、タクシーの相乗り導入、自家用有償旅客運送の実施の円滑化等)を着実に進めるとともに、自動運転やMaaSなども含め、総合的な対策を推進します。



安全運転サポート車の普及



子供の移動経路の緊急安全点検



生活道路における速度抑制対策

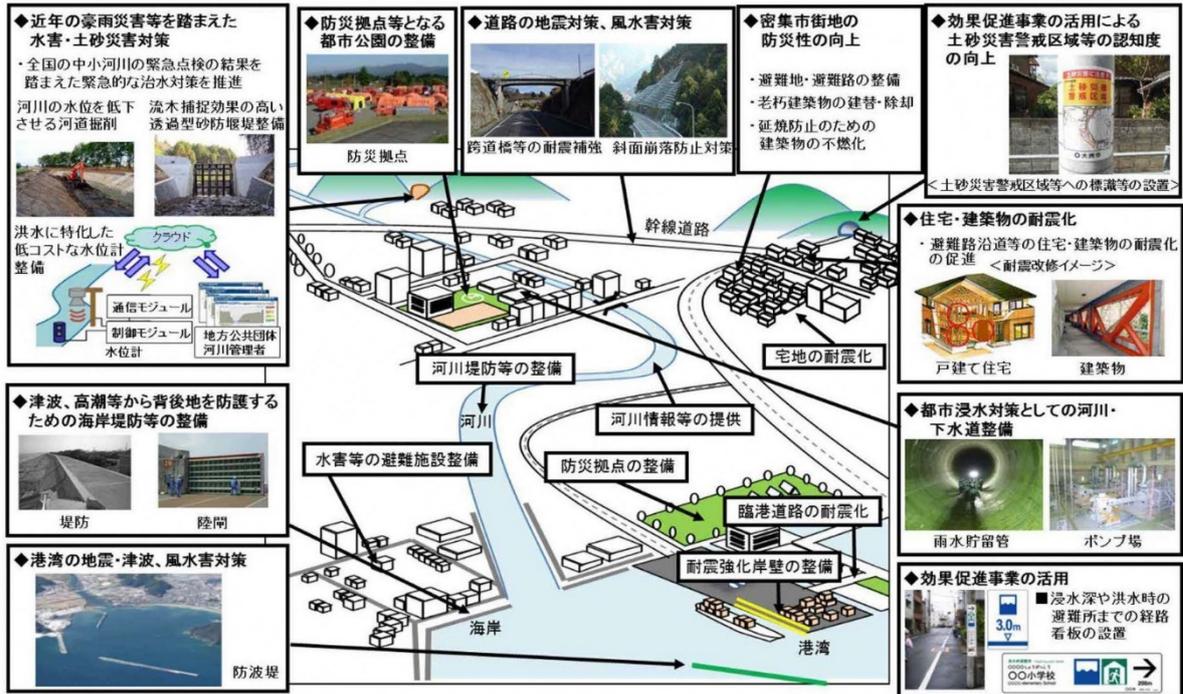


中山間地域における道の駅等を拠点とした自動運転サービスの将来イメージ

(4) 地域における総合的な防災・減災対策、老朽化対策等に対する集中的支援(防災・安全交付金) 1兆388億円(1.00倍)
【うち臨時・特別の措置2,541億円】

頻発する風水害・土砂災害や大規模地震・津波に対する防災・減災対策、インフラ長寿命化計画を踏まえた老朽化対策等、地方公共団体等の取組を集中的に支援する。

<頻発する風水害・土砂災害や大規模地震・津波に対する防災・減災対策(イメージ)>



<インフラ長寿命化計画を踏まえた対策(イメージ)>



【個別補助化の更なる推進について】

- 令和元年度予算においては、地域の防災力強化やインフラ老朽化対策等の観点から、地方公共団体が実施する河川・道路・港湾等の事業に対して集中的に支援することを可能とする個別補助制度を創設・拡充したところ。
- 引き続き、令和2年度予算においても、ストック効果を早期・着実に発現させる必要があるものについて、個別補助化を推進する。

【国民の安全・安心の確保】

- ・ 危険性の高い区間等における河道掘削事業
- ・ 老朽化した防災インフラ（河川管理施設等）の更新・改良
- ・ 雨水処理を担う大規模な下水道施設の整備
- ・ 道路メンテナンス事業（老朽化対策）
- ・ 無電柱化推進計画事業
- ・ 砂防事業と連携した道路の土砂災害対策事業

【生産性と成長力の引上げの加速】

- ・ 港湾の物流効率化促進連携事業

【豊かで暮らしやすい地域づくり】

- ・ 立地適正化計画に基づくエリアを限定した集中的なまちづくり事業
- ・ 子育て世帯や高齢者が暮らしやすい地域生活拠点型の再開発事業

※ 事業例は、全て制度の創設

等

2 生産性と成長力の引上げの加速

(1) ストック効果を重視した社会資本整備の戦略的な推進

① 効率的な物流ネットワークの強化 4,304 億円 (1.04 倍)

大都市圏環状道路等の整備やピンポイント渋滞対策等を併せて推進し、交通渋滞の緩和等による迅速・円滑で競争力の高い物流ネットワークの実現を図る。

- ・ 三大都市圏環状道路等の整備の推進
- ・ 中京圏の新たな高速道路料金体系等の検討
- ・ トラック輸送と空港・港湾等との輸送モード間の接続の強化
- ・ 平常時・災害時を問わない安全・円滑な物流等のための道路ネットワーク構築等の推進
- ・ 交通の円滑化や都市の活性化等を図る連続立体交差事業の推進
- ・ ダブル連結トラックによる省人化
- ・ センシングの活用と新たな審査・モニタリングシステムによる特車通行許可の効率化
- ・ トラック隊列走行の実現も見据えた高速道路インフラの活用策の検討

※現下の低金利状況を活かした財政投融資も活用し、成長力を強化する物流ネットワークの強化等のための高速道路の整備を加速するほか、物流効率化に資する施設整備を推進。

② 国際コンテナ戦略港湾等の機能強化 530 億円 (1.01 倍)

我が国産業の国際競争力の強化に向け、コンテナ船の基幹航路の維持・拡大を図るとともに、資源・エネルギー・食糧の輸入等の拠点形成の促進を図る。

- ・ ハード・ソフト両面でのコンテナターミナルの集貨・創貨・競争力強化の推進
- ・ バルク船の大型化に対応した港湾機能強化や効率輸送に向けた企業連携の促進
- ・ 環境負荷の小さい LNG 燃料船の増加に対応した LNG 燃料供給拠点の形成支援

AIターミナルの実現

AI等を活用してターミナルオペレーションを最適化するためのシステムを構築するとともに、遠隔操作 RTG※の導入促進等を行い、世界最高水準の生産性と良好な労働環境を有する AI ターミナルを実現します。これにより、令和5年度中に、コンテナ船の大型化に際してもその運航スケジュールを遵守した上で、外来トレーラーのゲート前待機をほぼ解消することを目指します。

※ RTG:Rubber Tired Gantry Crane の略で、タイヤ式門型クレーンのこと

AI等を活用したターミナルオペレーション最適化実証事業

熟練技能者の荷役ノウハウ継承・最大化実証事業

熟練技能者の荷役操作の暗黙知を継承することにより、若手技能者を早期に育成

荷役機械の予防保全的維持管理手法の高度化実証事業

遠隔操作 RTG の導入促進

RTGを遠隔操作化・自動化し、クレーンの能力を最大化しつつ、オペレーターへの労働環境を改善

外来トレーラーの自動化実証事業

外来トレーラーを自動化することにより、ドライバーの労働環境を改善しつつ、コンテナ輸送力を維持

(2) 観光先進国の実現

- ① 観光の持続的な発展と更なる飛躍に向けた施策の推進 841 億円 (1.04 倍)
- 観光を我が国の基幹産業へと成長させるため、これまでの取組を着実に実施するとともに、国際観光旅客税を活用したより高次元な観光施策を展開する。

(ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備)

- ・ 観光地や公共交通機関、宿泊施設における円滑かつ快適な受入環境の整備の支援
- ・ クルーズ船の受入環境整備や官民連携での拠点機能強化
- ・ 地方空港における CIQ 施設の拡張整備による機能強化の取組への支援
- ・ 審査待ち時間短縮等を図るための最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現
- ・ 観光地における ICT 等を活用した多言語対応や無料 Wi-Fi の整備等の面的な取組の支援
- ・ 地方への外国人旅行者の誘客に向けたシームレスな公共交通の利用環境の整備の支援
- ・ 日本人旅行者の安心な海外旅行のための旅行安全情報共有プラットフォームの展開

(我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化と観光産業の基幹産業化)

- ・ 国別の戦略的なプロモーションや成長市場からの誘客拡大、誘客多角化の取組の強化
- ・ MICE 誘致の国際競争力の強化、開催地の魅力向上及びプロモーション等の強化
- ・ 観光産業の生産性向上や人材育成、宿泊業における外国人材の活用等の取組への支援
- ・ 諸外国との相互交流の拡大に向けた若者の海外体験の促進
- ・ 観光施策の検討・評価・改善の基盤となる観光統計の整備
- ・ ICT、ビッグデータ等の分析・活用による個人の関心に合わせた的確な情報発信の推進

(地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上)

- ・ 観光地域づくり法人(DMO)が中心となり実施する広域周遊観光促進の取組等への支援
- ・ 観光地域の魅力向上のための観光地域づくり法人(DMO)の形成・育成
- ・ 地方での長期滞在・消費拡大に向けた国際競争力の高いスノーリゾートの形成
- ・ 外国人旅行者がナイトタイム等も楽しめる滞在型コンテンツの造成
- ・ 文化財や国立公園といった地域観光資源の多言語解説の整備支援
- ・ インフラ等の地域資源を活用したコンテンツ造成とクルーズ寄港地ツアーの魅力向上
- ・ 文化資源を活用した日本文化の魅力発信や新たな観光コンテンツ創出の促進
- ・ 利用拠点の上質化や野生動物観光の推進等による国立公園等の体験滞在の満足度向上

<外国人旅行者がナイトタイム等も楽しめる滞在型コンテンツの造成(イメージ)>



プロジェクションマッピングの活用



伝統文化の夜間活用

② 社会資本の整備・利活用を通じた観光振興

観光資源としての既存ストックの公開・開放など社会資本の利活用とともに、観光客の移動円滑化等にも寄与する社会資本の整備を通じ、地域の観光振興に貢献する。

- ・ インフラツーリズムの推進にも資する水辺の整備や公園等の魅力の向上
- ・ 景観資源の保全や活用等による魅力の向上
- ・ 官民の連携等による「みなとオアシス」の地域活性化の拠点としての機能強化
- ・ 道の駅やSA・PA におけるインバウンド受入環境整備の推進
- ・ 増大する訪日客への対応のための地域の拠点空港等における滑走路整備等の機能強化
- ・ 更なる周遊促進に向けた高速道路の周遊定額パスやナンバリング・英語表記等の推進
- ・ 既存ストックを有効活用した観光地へのアクセス改善等の推進
- ・ ICT・AI を活用した交通需要調整のための料金施策を含めた面的な観光渋滞対策の導入
- ・ 道路空間のオープン化、無電柱化等による観光地の快適な空間づくりの推進
- ・ ETC2.0 等を活用した外国人特有の危険箇所におけるピンポイント事故対策の推進
- ・ 世界に誇りうるナショナルサイクルルート等における魅力向上のための取組の推進

＜インフラ施設と地域の連携(イメージ)＞



＜インフラを活用したツーリズムの例＞



社会実験による体験ツアーを実施（首都圏外郭放水路）



定期的な観光放流を実施（宮ヶ瀬ダム）

3 豊かで暮らしやすい地域づくり

(1) コンパクト・プラス・ネットワーク、スマートシティ、次世代モビリティの推進による持続可能な地域づくり

① 安全で魅力あふれるコンパクトなまちづくりの推進

883 億円 (4.89 倍)

都市・居住機能の誘導・集約、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成のほか、近年の自然災害を踏まえ、土地利用規制や移転促進等も組み合わせた防災機能の確保により、安全で魅力あふれるコンパクトなまちづくりを推進する。

- ・ 立地適正化計画に基づく都市・居住機能の誘導・集約を図る地方公共団体への支援強化
- ・ 生活に必要な都市機能等を誘導するための民間事業者等に対する支援の強化
- ・ 地方都市の再生やまちの賑わいの創出等を図る取組に対する支援の強化
- ・ 「小さな拠点」形成のための既存施設を活用した生活機能等の再編・集約への支援
- ・ 「居心地が良く歩きたくなる」ウォーカブルなまちなかづくりへの支援の強化
- ・ 居住の安全なエリアへの移転促進など安全で強靱なまちづくりへの支援の強化

コンパクト・プラス・ネットワークの推進～安全で魅力あるまちづくり～

コンパクト・プラス・ネットワークは、居住や都市機能の集積による「密度の経済」の発揮によって、住民の生活利便性の維持・向上、地域経済の活性化につながります。

この取組は着実に拡大しており、令和元年7月31日現在で、約480都市が居住や都市機能の集約を目的とした立地適正化計画の作成に取り組み、そのうち、272都市が作成・公表済みです(うち、172都市が持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を目的とした地域公共交通網形成計画を作成し、公表済)。

加えて、近年は令和元年台風第19号をはじめ、自然災害の頻発化・激甚化が懸念されることから、防災・減災の観点からも、コンパクトシティに取り組む必要性が増しているところです。ハード整備とともに、都市計画による開発規制、移転促進、立地誘導等を効果的に組み合わせた対策を推進していきます。

併せて、令和元年6月、「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」において、今後のまちづくりの方向性として、官民のパブリック空間(街路、公園、広場、民間空地等)をウォークアブルな人中心の空間へ転換・先導し、民間投資と共鳴しながら「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成すべきと提言されたことを踏まえ、多様な人材が集い、交流するまちなかの形成を推進していきます。



(2) 安心して暮らせる住まいの確保と魅力ある住生活環境の整備

- ① 若年・子育て世帯や高齢者世帯が安心して暮らせる住まいの確保 1,101億円(1.05倍)
誰もが安心して暮らすことができる住宅や地域全体で子どもを育むことができる住生活環境を整備する。

- ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅等を活用した住宅セーフティネット制度の強化
- ・ 公的賃貸住宅の建替・改修等と併せて子育て支援施設等を導入する取組への支援
- ・ サービス付き高齢者向け住宅の整備の促進やモデル的取組への支援
- ・ 子育てしやすい住まいへのリフォームに対する支援の強化
- ・ 子育て環境の整備促進のための地方公共団体と協調した金融支援の推進
- ・ 住宅ストックの活用と医療福祉施設等の誘致によるUR団地の医療福祉拠点化の推進

9 環境省

【参考・出典】 財務省 「令和2年度予算のポイント 経済産業、環境、司法・警察係予算」
https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/seifuan2019/index.html
 環境省 「気候変動時代における令和2年度環境省予算案のポイント」
<http://www.env.go.jp/guide/budget/r02/r02juten-2.html>

※本文中、【エネ特】と表記のある予算事項は、エネルギー対策特別会計において計上する予算である。

1 気候変動×防災

(1) 気候変動×自律分散型エネルギー

① 地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

R2 予算案額 (H31 予算額)

【エネ特】 116 億円 (34 億円)

地域防災計画に災害時の避難施設等として位置付けられた施設に再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

(具体的な取組例)

・H30 年 9 月に発生した北海道胆振東部地震に伴うブラックアウトにおいて、北海道厚真町では、環境省の補助事業により導入した太陽光発電・蓄電池を活用し、電気の供給がすぐに行われたため、中学校を避難所として活用できた。

② 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業【エネ特】 99 億円 (84 億円)

災害対応の観点から、停電時にも必要なエネルギーを供給できる機能を強化した ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)に特化した支援メニューを公共性の高い業務用施設(地方自治体庁舎等)向けに創設する。また、エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなる ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の更なる普及を進める。さらに、これらの建築物に CLT 等の新たな部材の活用も促進しながら、激甚化する災害等気候変動への適応を高めつつ、快適で健康な社会の実現を目指す。

(参考)

・ZEB/ZEH は、高効率設備による徹底的な省エネに加え、太陽光等の再エネ導入により、年間のエネルギー収支をゼロ(エネルギーの自給自足)とすることを目指した建築物/住宅。

・H30 年 9 月に発生した北海道胆振東部地震に伴うブラックアウトにおいて、「ZEB」を達成した北海道札幌市の(株)アリガプランニングの社屋では、地震発生直後から企業が自主的に導入した太陽光発電・蓄電池を活用し、震災翌日から周囲の建物に先駆けて必要な電気を使用できた。

③ 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業【エネ特】 80 億円 (60 億円)

台風等の大規模災害による停電発生時にもエネルギー供給が可能な地域づくりを進めるため、再生可能エネルギー設備、蓄電設備、自営線等を組み合わせた面的なエネルギーシステム構築に係る支援を行う。

(参考)

- ・千葉県長生郡睦沢町に位置する「むつざわスマートウェルネスタウン」においては、町と地元企業等が設立した地域新電力がエネルギー供給を行っており、台風第15号の影響で町内全域が停電した際にも自立運転機能によりエネルギー自給エリアとしての役割を担った。

④ 地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業【エネ特】 40億円（新規）

変動性再エネを主力電源化するために、需要側の設備等においてEV(電気自動車)、建物間での自営線、直流給電システム等を活用し、地域の調整力を向上させる体制構築を支援することで脱炭素化を図ると同時に、レジリエンスの強化を目指す。

(参考)

- ・変動性再エネの大量導入のためにEV等の蓄電機能等を有する設備の導入が重要。なお、EVは台風15号の影響で大規模な停電が続いた千葉県内の避難所や福祉施設で動く蓄電設備としても活躍。
- ・民間事業者が北海道石狩市に建設した大規模データセンターでは、非常用発電設備と併せ、太陽光発電と直流給電システムを導入し、平時からCO₂の排出を削減。H30年9月に発生した北海道胆振東部地震に伴うブラックアウトにおいては、想定の48時間を超えた60時間無停止で運用。

⑤ 自然公園等事業 98億円（107億円）

自然公園施設等の整備に当たって、今後は、他事業の活用を含め、防災機能強化の観点も含めて施設整備(一時避難所等として活用するための再エネ・蓄電池の整備等)やRE100を推進する。

(具体的取組例)

- ・自然公園施設等への蓄電池の設置、RE100(再生可能エネルギー100%)の推進
- ・ソーラー外灯等の更新に併せて、災害時に電源の活用(スマホの充電等)ができるタイプへ変更

(2) 気候変動×環境インフラ

① 一般廃棄物処理施設の強靱化と災害時の拠点化の推進(一般廃棄物処理施設整備等事業) 【一部エネ特】 591億円（615億円）

一般廃棄物処理施設の整備促進に当たって、今後は災害対応の観点も含め、施設自体の耐水対策や停電時の廃棄物受入対応、充電設備の整備にも力点を置いて支援を行い、災害時のライフラインの確保及びエネルギーセンターとしての活用を図る。

(参考)

- ・台風第19号の被害で長期間稼働を停止した一般廃棄物処理施設4施設
- ・一般廃棄物処理施設のうち、ごみ焼却発電を利用した給電設備を設置している施設においては、災害等による停電時であっても、ごみ焼却ができるときは充電することが可能。

② 災害対応の観点も含めた浄化槽整備の一層の加速化(浄化槽整備等事業) 96億円（96億円）

単独処理浄化槽を災害に強く早急に復旧可能な合併処理浄化槽へ転換する事業等の支援を行う。

(参考)

- ・浸水し水没した浄化槽は、土砂を引き抜き機材交換することで、早期復旧が可能。長期停電の場合も、最低限の処理(沈殿と消毒)は行われ衛生的な処理が可能。
- ・今回の風水害においても避難所の浄化槽は稼働しており、トイレの利用が可能であった。

(3) 気候変動×生物多様性

① 動物愛護管理推進費

5億円(3.5億円)

法改正で規定された犬猫へのマイクロチップ装着義務化に伴う新たな情報登録システムの構築等の動物愛護管理に係る体制整備や、愛玩動物看護師法制定に伴う愛玩動物看護師の資格制度の整備等を進める。

(具体的な取組例)

- ・狂犬病予防法に基づく犬の登録手続のワンストップサービス化を含む、マイクロチップを装着した犬猫の情報登録システムの構築。
- ・農水省と共同で国家資格認定試験の管理組織運営体制の構築や試験カリキュラムの検討を実施。

(4) 環境リスクの低減による安全な暮らしの確保

① アスベスト飛散防止総合対策費

1.6億円(0.7億円)

建築物の解体等に当たっての効果的・効率的な立入検査の実施等の検証を行うためのモデル事業や、事前調査結果の電子申請システムの整備等により、レベル3建材を含めた石綿の飛散防止対策に係る取組を推進する。

(参考)

- ・大気汚染防止法では、石綿含有建材のうち、特定建築材料(①吹付け石綿、②石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材)が使用されている建築物の解体等を行う場合の届出、作業基準遵守等を義務付けている一方、特定建築材料以外の石綿含有建材(いわゆるレベル3建材)は、マニュアルで作業方法を示している。
- ・中央環境審議会石綿飛散防止小委員会答申案において、いわゆるレベル3建材を大気汚染防止法の規制対象とすることや、事前調査の結果の都道府県への報告等の制度的取り組みの必要性が示されている。
- ・今後、答申を受け、必要な制度改正を行うこととしており、制度見直し後に自治体が円滑に運用するための支援及び必要なシステムの整備を行う。

第3部 団体からの要望等

1 令和2年度予算編成及び地方財政対策について (令和元年12月11日地方六団体)

地方はこれまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分について、給与関係経費や投資的経費など国を相当に上回る懸命な歳出削減努力により吸収するなどして、地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを提供してきた。

加えてこれからは、人口減少の中で地域に雇用を確保し、新しいひとの流れを生み出すことで地方創生を実現するとともに、頻発する大規模な自然災害等への対応や強靱な国土づくり、持続可能な社会保障制度づくりや次世代を担う「人づくり」なども進めていく必要がある。

「令和」の時代を迎え、分権型社会の中で国と地方が一体となって、これらの難題に対して迅速かつ強力に取り組み、解決していかなければならない。

こうした現下の状況を十分に踏まえ、国においては、以下の抜本的な対策を講じられたい。

- 地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額の確保・充実
- 地方創生の推進
- 防災・減災対策の推進と強靱な国土づくり
- 持続可能な社会保障の基盤づくり
- 次世代を担う「人づくり」
- 地方分権改革の着実な推進

地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額の確保・充実

○ 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において示された新たな経済・財政再生計画に基づき、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保・充実すること。

○ 地方交付税は、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるようにするとともに、地域間の財政力格差を是正するために必要不可欠なものであり、「地方の固有財源」であることから、その総額を確保・充実するとともに、個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。

○ 地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、条件不利地域等、地域の実情に配慮するとともに、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとし、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすること。また、地方の改革意欲を損ねることのないよう、地方団体の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元すること。

- 法人住民税法人税割の交付税原資化による偏在是正措置及び特別法人事業税・譲与税の創設による新たな偏在是正措置において生じる財源については、その全額を地方財政計画に歳出として新たに計上することにより、地方税財政制度全体として、より実効性のある偏在是正措置とすること。
- 令和2年度から始まる会計年度任用職員制度の適正かつ円滑な導入に向け、期末手当の支給など制度改正に伴う適正な勤務条件の確保に必要な地方団体の財政需要の増加について、地方財政計画の歳出に確実に計上すること。
- 臨時財政対策債については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図ること。また、引き続き発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すること。
- 地方公共団体金融機構から地方公共団体に対する貸付けは、公営競技施行団体からの納付金を積み立てた地方公共団体健全化基金の運用益の活用等により、財政融資資金並みの低金利となっており、財政状況の厳しい地方公共団体にとって必要不可欠なものとなっていることから、令和2年度で期限が到来する公営競技納付金制度については延長を図ること。
- 消費税・地方消費税の引上げに伴い、令和2年度当初予算をはじめ需要変動の平準化に向けて今後追加的に予算編成を行うに際しても、地方の財政運営に支障が生じないように十分留意すること。その際には、地方の中小企業等の生産性向上や国内外の販路開拓等に対する支援の充実を図ること。また、需要変動の平準化に向けたマイナポイント事業の実施に当たっては、反動減対策として十分な対策規模を確保するとともに、地方の財政運営に支障が生じないよう地方団体の負担については全額国費で措置すること。さらに、軽減税率制度等が円滑に実施されるよう取組を徹底すること。

□ 地方創生の推進

- 地方創生の深化に向け切れ目ない取組を進めるため、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たっては、地方の意見を十分に反映するとともに、Society 5.0 の実現やSDGs達成に向けた取組、また、外国人材の受入れなど、社会変化を見据えた戦略となるよう努めること。
- 農山漁村が持つ国土の保全などの重要な公益的機能を国民共有の財産として維持・再生するため、都市と農山漁村が共生する社会の実現を図り、都市住民や若者を中心に高まりつつある「田園回帰」の動きを一層促進するとともに、移住・定住以外の地域と多様に関わる「関係人口」の拡大への支援をさらに充実すること。
- 地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源を十分に確保すること。また、その算定が「取組の必要度」から「取組の成果」に段階的にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体において、地方創生の目的を達成するには長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。

- 地方創生の実現に向け、地方の主体的かつ継続的な取組を支援するため、「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」を拡充・継続すること。また、これらの交付金については、ハード整備割合や交付額上限の目安の見直し、対象事業の要件緩和、複数年度の事業の対象への追加など、地方の意見等を十分に踏まえたより弾力的で柔軟な取扱いを図ること。
- UIJターンによる起業・就業者創出のための「移住支援金制度」の更なる活用促進に向け、国による制度の周知・広報の充実を図るとともに、対象法人の資本金の額や支給対象者の在住・通勤期間の通算などの要件の緩和を、実態を踏まえ早期に検討し、年度内の見直しも含め弾力的な運用を図ること。
- 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、5Gをはじめとする未来技術の利活用を、来年度から次のステージを迎える地方創生の重要な柱の一つとして位置付け、併せて具体的な支援策を講ずること。また、地方を含むエリアで早期に5Gサービスが開始されるとともに、離島や中山間地域など条件不利地域における基地局・光ファイバ網等の通信基盤が確実に整備され、都市と地方の基盤整備に格差が生じないよう、今後の政府予算の編成に当たり、国庫補助事業の拡充や自治体負担分が生ずる場合には十分な地方財政措置など、万全の対策を講ずること。
- 令和3年3月末日をもって期限切れとなる過疎地域自立促進特別措置法については、これまでの過疎地域の努力と役割を踏まえた振興が図られるよう、現行法に引き続き、総合的な過疎対策を推進するための新たな法律を制定すること。
- 地方創生に不可欠な基盤として、高速道路、リニア中央新幹線、整備新幹線等をはじめとする交通ネットワークの整備促進等により国土のミッシングリンクを解消し「地方創生回廊」を早期に実現すること。また、地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保及び充実のため、関係する法規制の横断的な見直し及び地方への支援を行うこと。
- 中枢中核都市について、「ミニ一極集中」となり、周辺市町村が疲弊することのないよう留意すること。
- 文化芸術の社会的意義について国民的理解の醸成を図るとともに、世界文化遺産や日本遺産をはじめ地域における文化財の付加価値を高め保存と活用の好循環を創出する取組や、伝統芸能など地域文化の次世代の「担い手」「支え手」の育成、様々な文化資源を生かした「まちづくり」などの取組に対する支援を拡充すること。
- 国際観光旅客税については、これまでも地方が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていることなどを踏まえ、国際観光旅客税の税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分するよう検討すること。
- 所有者不明土地の発生抑制・解消に向け検討されている登記の申請義務化、土地所有権の放棄、所有者不明土地の管理制度の見直しなどの具体的な仕組みの検討に当たっては、地方の意見を十分に踏まえること。

- 日EU・EPA及びTPP11 の発効並びに「日米貿易協定」の署名に伴う、農林水産業等への影響を検証し、「総合的なTPP等関連政策大綱」の必要な見直しを行うとともに、同大綱に基づき、万全な対策を講じること。今後の米国との貿易交渉において、公正な貿易慣行を通じて、貿易・投資が活発化し、我が国のものづくり企業の競争力強化、雇用創出につながるよう、引き続き協議を行うこと。また、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に掲げる施策を、各地域の農林水産業・農山漁村の実情を踏まえながら着実に実施するとともに、十分な予算措置を講じること。
- 「食料・農業・農村基本計画」の見直しに当たっては、「農業政策」と「農村政策」が車の両輪として、更なる循環・発展をしていく必要があるため、地域の実情に十分配慮し、農村における多面的機能がより一層発揮できるよう、「人」と「農地」に焦点を当てた農村の価値を高める政策など各種施策を充実させること。
- 若年層の新規就農者を確保するため、農業次世代人材投資事業により就農前の知識・技術の習得や就農直後の経営確立等の支援を安定的かつ継続的にできるよう、地方の実態に即した十分な予算を確保すること。
- 新たな在留資格である「特定技能」について、地域の労働需給の状況や事業者団体の意向等を踏まえた特定産業分野の柔軟な追加など、それぞれの地域はもとより我が国全体の発展につながる制度するとともに、外国人材が大都市その他の特定地域に過度に集中することがないように必要な措置を講じること。また、新たに受け入れる外国人材とその家族及び在留外国人への日本語教育等の充実、国籍にかかわらず必要な学校教育が保障されるための就学支援、外国人材が働きやすい環境の整備、安心して医療・保健・福祉サービスを受けることができる環境整備などについて、地方の意見を十分に踏まえ、多文化共生社会の実現に向け、国が責任を持って取り組むこと。さらに、外国人材の受入環境を整備するため、国においては、引き続き総合的・横断的な体制の整備を図り、外国人に関する課題をワンストップで対応できるよう国の窓口機能の強化を図ること。

□ 防災・減災対策の推進と強靱な国土づくり

- 東日本大震災からの復旧・復興事業が遅滞せずに着実に実施できるよう、復旧・復興が完了するまでの間、国の責任において所要の財源を十分に確保し、万全の財政措置を講じること。また、いまだ根強く残る風評被害の解決に向け、国内外への正確かつ効果的な情報発信等の対策を引き続き強力に推進すること。さらに、復興庁後継組織については、復興を成し遂げるため、地方の意見を十分に踏まえ、必要な事業を確実に実施できるよう、政治の責任とリーダーシップを発揮しうる組織体制とすること。
- 我が国では、その自然条件等から数多くの災害に見舞われており、本年も令和元年8月の前線に伴う大雨、台風 15 号、台風 19 号等の自然災害が多発し、甚大な被害が発生したことから、万全の防災体制で備えること。また、被災地の復旧・復興対策等に係る国庫補助金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じるとともに補正予算を含めた機動的な対応を図ること。
- 大規模停電をもたらした台風 15 号の教訓を活かし、台風に伴う停電回避に向けた万全の体制を整

備すること。特に、停電発生時においては、被害状況及び復旧の見通しを迅速かつ的確に情報発信を行うとともに、早期の復旧に向けた体制が確保されるようにすること。

- 近年、大規模な災害により、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じていることから道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を集中的に推進するため、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金等を確保すること。また、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に引き続き、予算・財源を拡充した上で必要な対策を講じること。さらに、地方においても計画的に対策に取り組めるよう、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財源を十分かつ安定的に確保するとともに、緊急防災・減災事業債や公共施設等適正管理推進事業債については、地方の実情を踏まえ拡充や延長について検討すること。
- 大規模災害がもたらす被害の軽減や復旧・復興期間の短縮を目指し、ハード・ソフトの両面で事前の予防対策から復旧・復興までを見据えた自由度の高い施設整備交付金の創設等、地方において主体的、計画的に事前復興に取り組むことができる新しい財政支援制度等を創設すること。
- 近年の豪雨災害を踏まえ、治水対策、土砂災害対策の抜本的強化を図ること。特に、台風 19 号による記録的な大雨により各地で堤防の決壊が引き起こされたことから、堤防強化対策や河川の浚渫等への財政支援の拡充を図ること。また、住民の自主的な避難行動につながるよう、河川監視カメラの増設や地方自治体による適時的確な避難勧告等の発令に資する災害予測システムなど新たな技術を活用した住民の目線に立った防災情報提供方法の開発などハード・ソフト面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。
- 巨大地震等に備え、医療機関の耐震化や高台移転、資機材の整備、救護活動にあたることができる人材の育成・確保など、医療救護体制の充実を図る取組に対する財政的支援を一層充実・強化すること。
- 被災者生活再建支援制度について、残高が減少している基金へ全都道府県が本年度総額 400 億円の追加拠出を行うことから、これまでと同等以上の財政措置を講じるとともに、支給対象を半壊まで拡大するなど、制度の充実と安定を図ること。
- 未だ終息の見えないCSF(豚コレラ)の感染拡大を国家レベルの危機管理事案と受け止め、風評被害対策を含む農場を守る対策、野生いのしし対策、水際対策の強化、営農再開、産地の再生支援等に対する適切な財政措置と法制整備など新たな総合的CSF対策の確立を図ること。また、中国や韓国をはじめとするアジアで感染が拡大しているASF(アフリカ豚コレラ)について、国内侵入を防止するため、検疫体制の強化など一層の水際対策を徹底すること。

持続可能な社会保障の基盤づくり

- 持続可能な社会保障制度の構築のためには国と地方が適切な役割分担の下で協力することが重要である。地方は、持続可能な社会保障制度の構築に向けて、健康寿命の延伸等を図るよう、先進・優良事例を全国的に横展開するなどしてその責任を果たしていく。国においては、そうした地方と方向性を共有し、お互いに信頼関係を保ちながら一体となって国としての役割による具体的な取組を進め

ること。

- 国民健康保険制度については、平成 28 年 12 月 22 日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、引き続き国の責任において確実に行うとともに、新制度の運用状況を踏まえながら、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、更なる公費拡充の検討も含め、引き続き地方と協議し、必要な見直しを行うこと。
- 国民健康保険制度の普通調整交付金が担う地方団体間の所得調整機能は極めて重要であることから、配分方法等の見直しは容認できるものではない。国民健康保険制度における保険者へのインセンティブ機能を担うものとしては、「保険者努力支援制度」を有効に活用することとし、その評価の在り方については地方と協議を行うこと。
- 介護保険制度の調整交付金は、保険者の責めによらない要因による第1号保険料の水準格差の調整を行うものであり、その機能を損なうような措置を講じるべきではなく、保険者機能強化推進交付金の財源に調整交付金を活用することは断じて行わないこと。
- 介護職員に係る処遇改善加算取得を更に推進するなど、人材確保につなげること。その際には、保険料や地方負担に及ぼす影響について十分配慮すること。
- 地域医療構想について、国は公立・公的医療機関等に再編統合等の再検討を求めるとして、全国 424 の具体的な病院名を公表したが、全国一律の基準により分析したデータだけで再編統合を推進することは適切ではない。今後は「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」等において、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革とも併せ、地方と十分に協議を行い、その意見を施策に反映すること。
- 地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、地域医療構想の実現及び地域包括ケアシステムの構築のためにも、地方団体の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたり十分な財源を確保すること。
- 医療サービスを安定的に提供するため、医師・看護師等の不足や地域間・診療科目等の医師偏在の実態を踏まえ、地域に必要な医師・看護師等の絶対数を確保するための施策及び財政措置を講じること。また、地域における医師偏在を解消するため、実効ある対策を講じること。なお、新専門医制度について、医師偏在を助長すること等、地域医療に影響を及ぼすことのないよう、地方の意見を踏まえ、国として適切に対応すること。
- 医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化を推進するため、地方の意見を十分踏まえ、国の責任において必要な措置を講じること。また、生活困窮者自立支援制度においても、地方の実情に応じた効果的かつ実効性のある事業が実施できるよう、補助基準額及び補助率を見直すなど、十分な財政措置を講じること。

□ 次世代を担う「人づくり」

- 教育の無償化については、これまでの国と地方の協議を踏まえ、必要な地方財源を一般財源総額の同水準ルールの外枠で全額措置するなど、国の責任において必要な財源を確保すること。また、その実施に当たっては、引き続き地方と十分協議すること。
- 幼児教育・保育の無償化については、認可外保育施設の質の確保・向上をはじめとする、無償化に関する様々な課題に対し、PDCAサイクルを行う「幼児教育の無償化に関する協議の場」において、引き続き地方と十分協議すること。また、地方の実態を十分に踏まえ、所要の経費を正確に把握したうえで、令和元年度の全額国費負担に必要となる予算を確実に確保すること。
- これまでの待機児童解消の取組に加え、幼児教育・保育の無償化に伴う保育需要への影響を見据え、更なる処遇改善や研修充実等による幅広い保育人材の育成・確保、施設整備費等に対する財政措置、公定価格における定員超過による減算措置の撤廃など、あらゆる支援措置を国の責任において講じること。また、在宅で育児をする世帯など、多様な保育形態の公平性に配慮し、子育て支援拠点事業等への財政措置の充実を図ること。
- 子ども・子育て支援新制度の「量的拡充」と「質の向上」の実現に向けた1兆円超の安定財源とともに、令和2年度末までに待機児童を解消するための「子育て安心プラン」の前倒し等に必要な財源については国の責任において確保すること。
- 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しにおいては、実施主体である市町村が総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、地域の実情を十分に踏まえ、補助単価等を実態に即して適切に設定するとともに、補助事業の簡素化や事務負担の軽減を図ること。
- 認可外保育施設の質の確保・向上については、児童福祉法に基づく指導監督を徹底するための支援や認可外保育施設の認可保育施設への移行を進めるための技術的・財政的支援など、所要の措置を講じること。あわせて、国において認可外保育施設等の実態を正確に把握するとともに、市町村と都道府県が認可外保育施設等の情報を速やかに共有するための仕組みを構築すること。
- 令和2年度から実施される高等教育の無償化について、私立専門学校に係る交付等の事務を各都道府県が円滑に実施できるよう、国において責任をもって準備を行うこと。
- 令和2年度から実施するとされた年収 590 万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化については、国の責任において必要な財源を確実に確保すること。
- 少子化対策の抜本強化に向け、不妊治療への支援の拡充、無利子奨学金の充実、多様な保育サービスの拡充、少なくとも未就学児までを対象とした全国一律の医療費助成制度の創設、小学生以上の子どもの医療費助成等に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の全面的な廃止等を図るとともに、「地域少子化対策重点推進交付金」の拡充と運用の弾力化など、子育て支援の充実や地方単独事業に対する地方財政措置の拡充を図ること。

- 放課後児童クラブについて、「新・放課後子ども総合プラン」における「2021 年度末までに約 25 万人分を整備し、待機児童の解消を図る」との目標を達成するため、国の責任において安定的な財源を確保するとともに、放課後児童支援員の確保に向けた処遇改善の補助の拡充や補助要件の緩和など対策の充実・強化を図ること。
 - 現在の教育現場は、特別な配慮を必要とする児童生徒の増加、新学習指導要領の円滑な実施や教職員の働き方改革など、様々な課題が山積している状況にあることから、国においては、これらの課題に対処できるよう、地方が必要とする教職員定数を長期的な視点から安定的に確保するとともに、加配定数の一層の拡充や必要な財源の充実確保を図ること。
 - 地方の実情を勘案することなく、国の財政健全化のために教育費の削減を図ることは、義務教育に対する国の責任放棄であり、単に国の財政負担を地方に転嫁することになりかねず、また、強制的な学校の統廃合につながり、地域コミュニティの衰退を招く恐れもあることから、決して行わないこと。
 - 公立小中学校施設等について、新增築・老朽化対策等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ及び補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。特に、空調設備の設置、トイレ改修、給食施設整備等については、学習環境の早急な改善が図られるよう、十分な財政措置を講じること。
 - Society 5.0 時代に必要となる資質・能力を育成するため令和2年度から順次実施される小・中・高等学校等の新学習指導要領において「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられた情報活用能力の養成に必要な学校のICT化に向けて、「一人一台パソコン」や全学校での高速ネットワークなどの環境整備に当たっては、国の責任において必要な財源を継続的に確保すること。また、ICT活用アドバイザー事業の充実や教員のICT活用指導力の向上など指導体制の充実を図ること。
 - 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」及び児童福祉法等に基づく児童相談所及び市町村の体制整備に必要なかつ十分な財政措置、専門的人材の育成、確保に対する支援の充実を図ること。
 - 新たな「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、子どもの貧困対策と自立支援を総合的に推進するため、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等について、地方と一体となって必要な支援を加速・充実すること。
 - 貧困の世代間連鎖を断ち切るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付限度額の引上げなどのひとり親家庭への支援策の拡充、児童養護施設等の小規模・地域分散化等に要する施設整備等への財政支援の拡充等による社会的養育の充実、地域子供の未来応援交付金の当初予算規模の拡充と対象事業の拡大等による地方の独自の取組への継続的支援などを図ること。
- 地方分権改革の着実な推進**
- 6年にわたる「提案募集方式」での議論の蓄積を踏まえつつ、地方への事務・権限の更なる移譲、「従うべき基準」を含めた義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実などの制度的な課題の検討を行い、地方分権改革の一層の推進を図ること。

- 現在、地方分権改革有識者会議において地方分権改革の今後の方向性についての検討が行われているが、その方向性を定めるに当たっては地方の意見を十分に反映したものとすること。また、「提案募集方式」の見直しを行う際は、地方の意欲と知恵を十分活かせるよう制度を拡充すること。
- 放課後児童クラブについて本年参酌基準化の法改正がなされたが、福祉施設を中心に国が全国一律の基準を設定し地方の自主性を拘束している「従うべき基準」については、地域の実情に応じた施設の設置促進や適正な運営の確保に支障が生じているため、速やかに参酌基準化等を進めること。
- 国が制度の創設・拡充等を行うに当たって、地方団体に対して新たな計画の策定や専任職員の配置、専門窓口の設置等を、地方団体ごとの行政需要の多寡や先行的な取組の有無等の実情を考慮せず、実質的に全国一律に義務付けている例が見られる。地域の実情を踏まえた地方の裁量を認めず義務付け・枠付けがなされることで、特に小規模市町村を中心に、真に住民に必要とされている行政サービスの優先的な実施や行政効率に支障を生じることが懸念されるため、国は施策の立案に際しては、地方に一律に求めることは避け、地方の裁量の確保に十分配慮すること。さらに、地方団体に対する調査・照会業務については、緊急性や必要性に乏しいものや重複しているものがあるため、簡略化や廃止・統合を含めた必要な見直しを行うこと。また、国が法令を制定する場合の義務付け・枠付けが許容される基準について見直すとともに、「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立について実現すること。
- 地方が地域の実情を踏まえて事業推進できる社会資本整備総合交付金等の一括交付金の総額を確保するとともに、国と地方の役割分担の下、個別補助金の対象は地域ごとに偏在性があるものや年度間で大きな変動のあるものに厳に限ること。
- 地方自治法第263条の3の規定に基づき、各大臣は、その担任する事務に関し地方公共団体に新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、地方六団体に当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずるものとする事前情報提供制度等が設けられており、その趣旨を十分に踏まえ、地方が役割を担う施策について、地方への情報提供を迅速に行うとともに、地方の行財政の運営に影響の大きい施策については早期に地方と協議すること。

【出典】全国市議会議長会「令和2年度予算・地方財政対策等について」
<http://www.si-gichokai.jp/request/request-6dantai/index.html>

2 令和2年度地方財政対策等についての共同声明 (令和元年12月20日 地方六団体)

本日、令和2年度予算案が閣議決定され、地方財政対策が決定した。

まず、地方税が増収となる中で、地方交付税について前年度を上回る16.6兆円を確保するとともに、地方の一般財源総額について、社会保障関係費、防災・減災対策、会計年度任用職員制度の導入等に係る歳出の増を踏まえ、前年度を上回る63.4兆円を確保したことは高く評価する。

令和元年度に引き続き折半対象財源不足が生じないこととなり、臨時財政対策債を0.1兆円抑制したことは評価する。しかし、依然として巨額の財源不足が解消されていないことから地方交付税の法定率の引上げなど、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指していただきたい。

地方法人課税の新たな偏在是正措置により生じる財源の全額4,200億円を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための「地域社会再生事業費(仮称)」を創設したことは高く評価する。

防災・減災対策については、地方団体が単独事業として実施する河川等の浚渫を推進するため、新たに「緊急浚渫推進事業費(仮称)」900億円を計上するとともに、都道府県等の技術職員の増員による市町村への支援や大規模災害時の中長期派遣の要員を確保するための経費に対して地方財政措置が図られたほか、令和元年度補正予算案において、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に基づき、災害からの復旧・復興のための施策を講じるとともに、特別交付税を増額したことは高く評価する。

また、災害防止などの観点から森林整備を一層推進するため、森林環境譲与税について地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用して増額確保したことは評価する。

幼児教育・高等教育の無償化に要する地方負担を含む人づくり革命に係る事業費等については、歳出に全額計上し、必要な財源を確保したことは評価する。また、令和元年度補正予算案において、「GIGAスクール構想の実現」など、次代の社会を担う人材の育成に対して各種の措置を講じたことを評価する。

会計年度任用職員制度が令和2年度から施行されることに伴う期末手当の支給等に必要となる経費については、歳出に増額計上し必要な財源を確保したことは評価する。

地方創生については、「まち・ひと・しごと創生事業費」を引き続き1兆円確保するとともに、「地方創生推進交付金」について、前年度と同額の1,000億円を確保したほか、Society5.0を推進するための支援の枠組みの新設、複数年度にわたる施設整備事業の円滑化、「移住支援金」の対象者・対象企業に係る要件緩和など運用の改善を図ったことに加え、令和元年度補正予算案において、「地方創生拠点整備交付金」の対象事業を拡大した上で600億円確保するなど、地方創生の実現に向けた各種の措置を講じたことを評価する。

地方の未来を切り拓いていくことなくして、日本の未来はない。我々は自らの意志と創意工夫で未来を切り拓いていく所存であり、今後とも地方税財源の確保・充実が図られることを求める。

令和元年12月20日

地方六団体

全国知事会会長	飯泉 嘉門
全国都道府県議会議長会会長	田中 英夫
全国市長会会長	立谷 秀清
全国市議会議長会会長	野尻 哲雄
全国町村会会長	荒木 泰臣
全国町村議会議長会会長	松尾 文則

【出典】全国市議会議長会「令和2年度地方財政対策等についての共同声明」
http://www.si-gichokai.jp/news/info/h31/1201561_2745.html